

令和6年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年3月6日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩
住民課長	石井里子	生活環境課長	杉本篤
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	藤浪京子
建設課長	横山和則	産業振興課長	熊田則昭
上下水道課長	加藤博行	農業委員会事務局長	田角章

学校教育課長 加藤 啓子

生涯学習課長 高瀬 敏之

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 星 学 書記 金子 洋子

書記 奈良 大輔

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎一般質問

- 議長（益子純恵） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
執行部より昨日の答弁について訂正の申出がございますので、発言を許可します。
総務課長。
- 総務課長（笠井真一） 答弁の訂正をお願いいたします。
昨日の高野 泉議員の一般質問で、2項目目の細目2の再質問で、ヘリコプターの離着陸場の答弁で那珂川警察署と答弁をいたしました。那珂川消防署の間違いでありました。答弁を訂正させていただきます。
以上であります。
-

◇ 小 川 正 典

- 議長（益子純恵） 7番、小川正典議員の質問を許可します。
7番、小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 7番、小川正典。

皆さん、おはようございます。7番、小川正典でございます。

質問を始める前に、今年の元日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき、3項目について一般質問を行います。

1項目、農業における支援策について、2項目、馬頭総合福祉センターの利用について、3項目、廃校、廃園になった施設の取扱いについて、以上3項目についてであります。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

1項目、農業における支援策について。

細目4点質問いたします。

国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、飼料自給率、自給力の向上、多面的機能の維持強化を図るためには、持続性に優れた生産の基盤である水田を最大限に活用することが重要であります。米の消費減少に伴い、昭和50年代に第2次生産調整が始まり、さらなる生産調整を推進するために、平成19年からは町や農業協同組合が主体となって生産調整が行われ、水田面積の51万ヘクタールの25%減少し、現在も50.5%もの水田の休耕化を推進している状況のある中で、水田活用の直接支払交付金の交付対象が見直され、多くの農家が交付金を受けられない可能性があり、大幅な収減につながりかねません。

そこで、細目1点目、令和4年度に水田活用の直接支払交付金の要件が厳格化され、栽培の状況によっては農家に不利になる場合もあります。こうした交付金制度の見直しは、農業の方に十分周知されているのか、お伺いいたします。

細目2点目、栃木県の米の買上げ価格は安価であると言われております。当町の米の食味は上位にあると思いますので、町の米をブランド化して大々的にPRし、販売量を増加させる考えがあるか、伺います。

細目3点目、農作業の中で重労働作業は草刈りであります。草刈りの作業の軽減のため、自走草刈り機購入の補助をする考えがあるか伺います。

細目4点目、6次化の推進を目的とした加工に対する町の支援策について伺います。

以上、1項目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

農業における支援策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、直接支払交付金制度の見直しの周知についてですが、水田活用の直接支払交付金、いわゆる水活交付金は、国から農家等に直接支払われる交付金で、主食用米の安定供給のほか、食料自給率の向上や農地の多面的機能の維持強化等を図るためには、水田を最大限に有効活用することが重要であるとし、飼料用米や麦、大豆などの戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色ある魅力的な産地づくりに向けた取組に対して支援を行う制度であります。

国では、令和4年に水活交付金の交付対象水田の見直しを行い、現行ルールの再徹底を図るほか、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、令和4年以降、5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としないこととしました。

これらの見直しについて、昨年2月に町農業再生協議会から町内全農家1,900戸余りに対して、営農計画書の提出をお願いする通知と併せて、制度見直しに係るパンフレットを同封して周知したほか、窓口においても随時相談に応じているところであります。

以上であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ご質問の2点目、米のブランド化についてですが、那珂川町中山間地域活性化協議会では、令和2年度から協議会内にブランド米研究部会を設置し、米のブランド化に取り組んでおります。現在、「日本で最も美しい村」連合に加盟する小砂地区で栽培された「小砂ホタル米」と令和4年度に誕生しました「ゆりがね米」があります。

ブランド化には様々な考え方がありますが、他の産地との差別化を図っていく上で、ブランド米としてどのような付加価値がつけられるのか、さらなる調査研究が必要であると考えます。

協議会では、米の栽培管理について、県や大学などの関係機関と連携しながら調査研究し、品質の向上に努めているほか、都市住民との交流や全国規模の米の食味コンクールへの出品などにより知名度の向上に取り組み、質の高い米の産地としての価値を高めていくこととしております。

町としましても、このような取組が農家の所得向上や農業の担い手の確保につながること

を期待しておりますので、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目、自走草刈り機購入の補助についてですが、農家の減少や高齢化など、農業を取り巻く状況は年々厳しくなっております。また、地球温暖化に伴う高温や豪雨などの異常気象もあり、特に夏場における農作業は、肉体的に負担が大きいものとなっております。

那珂川町中山間地域活性化協議会では、各集落において農地保全に係る共同作業を行うための自走草刈り機等の導入に対する補助を行っているほか、昨年8月にはラジコン草刈り機のデモンストレーションを行い、活用の可能性について検証を行っております。

今後、農業の分野においても、ロボットやAI等の先端技術の活用は、農作業の負担軽減や省力化につながるものと考えますので、自走草刈り機など関連機械の導入に係る支援について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目、加工に対する支援策についてですが、町では現在、農産物加工推進事業により、農産物の加工に取り組む農業者等を対象に、加工品の試作等に必要な経費や加工機械器具等の整備に必要な経費、販売促進に必要な経費などに対して補助金を交付しております。

今年度は、健武地区でそば粉加工に取り組む団体に対して加工機械の導入に係る経費に対して補助金を交付したほか、昨年度は、久那瀬地区の住民で運営する加工施設の設備等の導入に係る経費に対して補助金を交付いたしました。

地域住民自らが加工施設を運営することで、地域交流の拠点にもなっており、今後、農作物加工を通じてこのような拠点が增多することで、地域コミュニティの維持にも寄与できるのではないかと考えておりますので、引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） それでは、細目1点目の再質問をいたします。

昨年12月に農業従事者が集まった会合で、水田5年水張りルールをお聞きしましたら、ほとんどの方が認識しておりませんでした。稲作農家にとって大幅な収入減になりかねない水田5年水張りルールを営農計画書の作成依頼とパンフレットを配付しただけで周知したと言えるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、町内の農家1,900に対して、営農計画書の提出依頼と併せてパンフレットの配付をしたところです。営農計画書の回収率は約9割となっておりますので、多くの農家の方に周知できているものと考えております。そのほか、JAで行われる説明会等でも説明を行っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 多くの農家の方々に周知できているという答弁でございますが、先ほど申し上げましたとおり、大半の方が水田5年水張りルールを認識しておりません。JAや農業再生協議会などを通じて、再度周知徹底する考えがあるか、伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業再生協議会と連携しながら、今後も周知徹底に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。

続けての再質問になります。

パンフレットに湛水管理を1か月間しなければならないと記されておりますが、湛水管理の実施時期について伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

水張りについては、水稻作付による確認が基本となっております。ただし、5年に一度湛水管理を1か月以上行い、連作障害が発生しなければ水張りを行ったとみなされ、交付対象水田となります。湛水管理の実施期間ですが、具体的な時期の指定はないと認識しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） まだ明確になっていないということを確認いたしました。

続いての再質問になりますけれども、水気を嫌うそばや飼料作物などの栽培をしている休耕田は、数年かけて水はけをよくする改良を行ってまいりました。その休耕田に水張りができると考えておるのか、質問をさせていただきます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、長年にわたってそういった配慮を行ってきた水田については、水張りが困難な水田もあるのではないかと思います。国においては、作物の生産が停止した水田については畑地化を進め、水田機能を維持しつつ畑作化を生産する水田は、ブロックローテーションを進めることにより畑作物の生産性を高めていくことが重要であるとしております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 困難な水田もあるという答弁ですから、そのとおりだろうと思います。

ブロックローテーション体系の再構築を促すとの答弁がありましたけれども、ブロックローテーションを進めるに当たっては、圃場全体の面積が数ヘクタール単位で稲作と大豆や麦取りを数年ごとにローテーションして栽培することだと認識しております。当町で、そんな広いブロックローテーションができる水田等があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

ブロックローテーションにつきましては、担い手の農地の集積や連作障害の回避などの効果があると言われております。圃場整備された大きな区画を利用して導入されることが多いようです。中山間地域の狭隘な水田での導入は難しいところもあると考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 中山間では非常に難しいという答弁、またやはりこれもそのとおりだろうと思いますけれども、答弁の中ではブロックローテーションを促すと、推進すると、こういう答弁ですので、それは非常に困難があるという認識をしているところでございます。それについて、中山間で無理なブロックローテーションができない場合は、どう考えるのか、

お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） こちらについては、無理のないような形で進めていきたい考えではありますので、耕作者との相談で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） それで進めていただくようよろしくお願いをしたいと思います。

また再質問になります。

水張りができなくて畑地化した場合、現在も行われております水田50.5%の休田化対象面積にその畑地化されたものは含まれるのか、対象外なのか伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

休耕田が対象面積に含まれると認識しております。ただし、畑地化促進事業の交付金の交付を受けると水活交付金の対象水田からは外れることとなります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 対象に含まれるということで安心した次第でございます。つい先月、再生協議会から休耕田の確認の依頼書が来ております。実際、畑地化するのはこの後だろうと思いますので、今、課長が答弁されたようなことを再度徹底していただければと思っております。

それでもこの水田の5年水張りルールによって交付金が交付されなければ、相当の収入減になると思っております。よって、耕作放棄地が増加すると言われておりますが、町の考え方を伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、ルールの見直しにより、それが対応できない水田もあると思います。中山間地域を中心に全国的にも懸念されているところでありますので、今ある制度への移行を促すほか、国の動向にも注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 水田5年水張りルールは、既に決定されており、水張りを実施するのか、畑地化するのか、それとも耕作を放棄するのかは農業従事者が決めることですが、耕作放棄地にならないよう、さらなる丁寧なご説明をいただきまして、その点をご理解いただくようお願いを申し上げまして、1点目の再質問を終わりにします。

続きまして、細目2点目の再質問をいたします。

県や大学の機関と連携しながら調査研究をしているとの答弁ですが、どんな調査研究をしているのか、伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

気象データの米の管理への活用や米の品質向上につながる土壌改良などに対してアドバイスなどをいただいていると聞いております。近年は異常気象もあり、各農家のこれまでの経験では体験できないこともあることから、国や大学などからのアドバイスを取り入れ、米のブランド化に向け取り組んでおります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 調査研究については理解いたしました。

続いての再質問でございますが、品質改良された米の銘柄「ゆうだい21」は、食味スコアも高いし、実際食べてもおいしいと聞いております。万一致で栽培を推奨し、ブランド米にする考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

「ゆうだい21」は、宇都宮大学が開発した米で、粒が大きく、うまみと甘みが強く、もちもちとした粘りのある食感が特徴と聞いております。昨年12月に新潟県津南町で開催された米・食味分析鑑定コンクール：国際大会では、国際総合部門の金賞18点のうち10点が「ゆうだい21」と半分以上を占め、初めてコシヒカリを上回ったと話題になりました。他のコンクールにおいても、「ゆうだい21」が1位となるコンクールが相次いだところです。

こういったことから中山間地域活性化協議会では、今年の作付から「ゆうだい21」の栽培を行う予定で、ブランド米になるよう取り組んでいくこととなっております。先月には「ゆうだい21」を開発した宇都宮大学の関係者から栽培方法などの講習を受け、田植した後も定期的に育成状況などについてアドバイスをいただくこととなっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ答弁にありましたように米のブランド化を図っていただきまして、稲作農家の所得向上や担い手の確保につながるよう支援をお願いしまして、細目2点目の再質問を終わります。

細目3点目の再質問に入ります。

中山間地域の狭い圃場で、ロボットやAIを登用した農機具を活用できると考えているのか、伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

スマート農業にもいろいろな種類がありますので、中山間地域に合った機械やシステムの導入により効果が期待できるものと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 効果ができるとの答弁でございますけれども、ロボットやAIを活用したスマート農業は、農作業の負担軽減や省力化につながるのは誰もが承知していますが、費用対効果を考えて導入される農家があると考えられますか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、スマート農業にも様々な種類があります。何を導入するのか、その規模にもよりますが、多額な費用がかかる場合もあると思います。しかしながら、スマート農業の導入により、労働時間が削減できたり、余った時間で営業活動や別の作物の作付を行ったり、全国的にはスマート農業導入前よりも収益を上げる事例も多くあると聞いております。

したがって、各農家において今後の農業経営をどのように展開していきたいのかをしっかりと考え、そのためにやるべきことを定めていくことが重要であると考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 中山間地域に合った機械やシステムの導入との答弁がございましたが、中山間地域に合った機械とは、具体的にどのような機械なのか伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えばなんですが、草刈り等であればスパイダーであるとか、そういったものを導入し、草刈りの軽減などにつながるものと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 草刈り機という具体的な答弁であります。そのとおりだろうと思います。

それと、しっかりと考え、やるべきことを定めていくことが重要だと先ほどの答弁がありました。農業をしっかりと考え、やるべきことを定めると、離農すべきとの結論に達するのではないかと考えますけれども、町の考え方を伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

長く農業を続けていただけるよう、できる範囲でのサポートをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 長くサポートをするというご答弁をいただきましたけれども、どんなサポートを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えばですが、農業をやっていく上で困難なことがあった場合、産業振興課のほうに来て

いただいて相談をしていただくなど、門戸を広げて農家の方に気軽に相談に行けるような体制を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） よろしくお願いをしたいと思います。

再質問を続けます。

ラジコン草刈り機も草刈りの負担軽減につながると思っておりますけれども、購入価格が100万以上と聞いております。中山間で草刈りにこれだけの費用を投資すると思われませんか、伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年、中山間地域活性化協議会でデモンストレーションを行ったラジコン草刈り機については、100万円を超えると聞いております。

したがって、議員がおっしゃるとおり、導入につきましては二の足を踏むような要因であると思われまふ。この分野でもまだまだ新しい技術だと思いますので、機能も含め、今後、ますますの開発に期待するところであります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） やはりこれもそのとおりでらうと思ひます。

田植え期のあぜの草刈り機は、刈り払い機かスパイダーモア、自走式の草刈り機でしか草刈りができないことをご存じなのか、伺ひます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

田植え後の水田につきましては、トラクターなどの機械は入れませんので、議員がおっしゃるとおり、刈り払い機か自走式草刈り機での作業がほとんどであるのではないかと認識しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

[7 番 小川正典登壇]

○7番(小川正典) 中山間地域活性化協議会では、スパイダーモア、自走草刈り機を年に3台、合計で18台、各地域に振り分け、対応しており、草刈り機に貢献していると承知しております。町も草刈り作業は重労働であると認識しておりますし、草刈り作業の軽減につながることも承知されていると思います。

そこで、いつまでも調査研究をしますとの答弁ではなく、自走式草刈り機の購入に対して補助をする考えにならないのか、再度伺います。

○議長(益子純恵) 産業振興課長。

○産業振興課長(熊田則昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

自走式草刈り機の作業速度は、刈り払い機と比較して1.5倍と言われておりますので、重労働と言われる草刈りの負担軽減につながるものであると考えております。その他、省力化につながるなど、農業機械の導入について調査研究という言葉が繰り返になってしまうんですが、皆さんに補助ができるかどうかも含め、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長(益子純恵) 小川正典議員。

[7 番 小川正典登壇]

○7番(小川正典) 中山間地域では大半の圃場が狭く、あぜが多くあり、あぜ塗りが多い分草刈り箇所があるわけで、調査研究するとの答弁ですが、草が伸び放題で放置させる前に、草刈りがなされて、きれいな町であり続けるために、自走式の草刈り機を購入する時に補助金を交付されますように要望いたしまして、細目3点目の再質問を終わります。

細目4点目の再質問に入ります。

久那瀬地区と健武地区の支援は、大半がハード面の補助金ですが、加工技術支援などのソフト面の支援は行っているのか、伺います。

○議長(益子純恵) 産業振興課長。

○産業振興課長(熊田則昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、加工機械器具の整備への助成のほかにも、加工品の試作や販売促進などに係る経費についても助成できるものとなっております。現在までにそういったソフト面での支援の事例はないのですが、今後、こういったところも周知をしていき、活用していただけるようにしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ補助金の交付だけではなくて、ノウハウなどの支援もお願いをいたしたいと思います。

野菜農家は、高齢化や後継ぎがないなどで労働力が確保できず、野菜の供給が減少し、近い将来、野菜の確保が難しい状況に陥る可能性があると言われておりますが、町の対応について伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えします。

野菜の確保というところであるかと思うんですが、例えば、以前もあったかと思うんですが、学校給食に使ってみてはどうかという話もあったかと思えます。ただ、受け入れる側での基準もありますので、その確保については、生産者であったり受け入れる側との調整が必要になってまいります。担当課としましては、そちらの調整を進めていければ、今後、生産者と調整をしながらそういったものが実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 質問の趣旨が伝わらなかったかなと思いますけれども、要は、野菜そのものが供給困難になりそうだと、生産者が減って、その減少のために、それを持続するために町としてはどんな対策をするかと、いわゆる高齢化や後継ぎがないために野菜が栽培できないと、そういう状況に陥るといのは、もう既に心配をされております。給食で、地産地消で野菜を使うというような考えもありますけれども、その供給が今、直売所でも非常に難しくなってきていると、こういうふうに言われている状況の中で、町としてはどう考えていくかと、こういう質問でございましたので、再度質問させていただきたいと思えます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢化により後継者不足となっている現状ではありますが、新しく新規就農されている方もいることは事実であります。そういったことで野菜をつくっていただけるような新規就農者を募るといような働きかけをこれから考えてまいりたいと思えます。例えば他市町村の

話ですと、大手メーカーと契約してジャガイモを生産するような事例もございますので、そういうものがあれば、当町でも取り入れていければと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、2項目の馬頭福祉センターの利用について、4点を質問いたします。

馬頭総合福祉センターは、昨年度、センター内の改修を完了し、本年度は126台と多くの車が駐車できる駐車場が整備され、多くの町民の皆様や団体関係者が使用できる環境が整いました。

そこで、細目1点目、馬頭総合福祉センターの改修が完了、本年度は駐車場整備が完了します。そこで、今後の利用計画について伺います。

細目2点目、計画に基づく利用者の見込み数について伺います。

細目3点目、障害者や車椅子の方が利用しやすいよう、駐車場から入り口までの通路に雨よけの屋根を設置する考えがあるか伺います。

細目4点目、馬頭総合福祉センターの利用促進のため、会議室などの名称を愛着あるネーミングに変更する考えがあるか、伺います。

以上、2項目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 馬頭総合福祉センターの利用についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、馬頭総合福祉センターの今後の利用計画についてですが、馬頭総合福祉センターは、町民の方々の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のために活用し、健康で明るい生活を送っていただけるよう設置しております。

施設には集会室、研修室、調理実習室、多目的室等がありますが、近年においては、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数は減少しておりました。しかし、これまでに施設の改修、駐車場の整備を実施し、町民の皆様が利用しやすい環境が整いましたので、改めまして地域の福祉、健康増進事業の拠点として、さらなる利用促進を図っていく考えであります。

今後の利用については、健康管理センター機能を移行いたしますので、集団健診、健診結果後の保健師や栄養士による個別相談、各種調理実習、子育て支援事業であります3歳児健

診や妊娠中や産後の方のお子さん向けの教室や離乳食教室などを行うほか、各種団体の会議、イベント等の利用を想定しております。

次に、2点目、利用見込みについてですが、令和5年度の利用者推計を8,000人と見込んでおりますが、令和6年度においては、今年度より9,000人増の17,000人を見込んでおります。

次に、3点目、駐車場から入り口までの通路の雨よけ屋根の設置についてですが、基本的に障害者の方や車椅子の方につきましては、事前に事業所や団体等に周知を行い、福祉センター前の駐車場をご利用いただくことを想定しておりますので、現時点においては、雨よけの屋根を設置する予定はございません。

次に、4点目、利用促進のための会議室などのネーミングについてですが、現在のところ会議室の名称を変更する予定はございません。今後は、町民の皆様にあしきを持って多くの方にご利用いただけるような運営を推進してまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） それでは、細目1点目の再質問をさせていただきます。

多くの町民の皆様や団体の方々に馬頭総合福祉センターを利用していただくためのPR、方法についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

多くの方々にご利用いただくため、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、チラシ等による周知を予定しております。周知の内容については、部屋の種類や収容人数、利用時間、利用手続等、分かりやすくお伝えしたいと考えております。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ多くの方に、町民の皆様にご利用いただくようにPRをお願いしたいと思います。

細目2点目の再質問はありませんので、細目3点目の質問に入ります。

整備された駐車場は、平らではなくアンジュレーション、うねっている状況にあります。雨天対策の屋根取付けには難しそうですが、何ゆえ平らではないのか、伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

今回整備いたしました駐車場は、雨天時等の水はけをよくするため、駐車場から水路に雨水が流れるような勾配をつけております。駐車場の3分の2は中央に集め、道路沿いの水路へ流れるようにしまして、3分の1は本庁沿いの水路に流れるようにしております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 昨年の6月14日の大雨の後の工事ですから、雨水が両面に流れると、逆に非常に工夫された駐車場だということが理解できました。

続いての再質問に移ります。

玄関前の駐車場に3か所、新しい駐車場に2か所を障害者用の駐車スペースが確保されておりますけれども、この2台、3台に分けた理由についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

事業やイベント等で玄関前の駐車場が利用できない場合のため、2か所に分けました。具体的に、来年度より健康管理センター機能の移行により、集団健診では肺がん検査、胃がん検査、乳がん検査の検診車が三、四台駐車することになりまして、玄関前の駐車場は利用ができなくなります。検診を受診する方は、西側の新設しました駐車場と役場周辺の駐車場をご利用いただくこととなります。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 玄関前に設置された駐車場3台、そこには検診のときにバスが入ってくると、こういうことで3台なんだということですがけれども、普段は入らないわけですから、やっぱり便利に使っていただくためには、まだ設置されたばかりですがけれども、玄関前に2台駐車できるような、トータルで5台できるような考え方はないのかどうか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えします。

基本的に障害の方や車椅子の方につきましては、やはり事前に事業所や団体等に周知を行

います。障害者用駐車スペースを増やす場合には、カラーコーンや看板などで駐車スペースを増やすことは可能でありますので、障害者用スペースを増やす必要性があるか否か、主催者側の希望をお聞きしながら対応したいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ、検討をしていただきたいと思います。

なぜ、そう質問しているかと言いますと、新駐車場の障害者用駐車場スペースから玄関前までにマンホールの蓋が数か所あります。雨天時には滑りやすく、また、手すりもございません。安全が担保できないと思われます。これで町の考え方を伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

駐車場から玄関までの通路にマンホールが3か所と消火栓1か所がございます。ご指摘のとおり、マンホールの蓋等は滑りやすく、手すりの設置もございません。今後は転倒予防策について情報を集め、研究・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） せっかくの新しい駐車場から総合福祉センターの玄関まで移動するときに、けががあってはならないということですから、早急に検討され、対策をまず実施されるようお願いをしたいと思います。

再質問、まだ続きます。本庁舎、この庁舎の建設は設計の構想時からたまたま携わる機会がありまして、本庁舎の障害者用駐車場は設計構想の段階から雨天対策が施されておりました。社会福祉センターでありながら障害者の方を含め、車椅子の方への配慮が足らなかったのではないかと駐車場を見て感じました。福祉センター玄関前に5台の障害者用駐車スペースを確保し、短距離移動とはいえ、雨天時に雨にぬれるようなことがなく福祉センターに入れるよう、雨よけの屋根を早急に設置されるよう要望をいたしまして、細目4点目の再質問に移ります。

名称改定の予定はなく、業者の提案があれば今後検討すると答弁いただきました。250人もの大勢が使用できるホールが「集会室」との名称では、非常に寂しいと思いませんか。小

川の方には、「あじさいホール」と立派な名称がございます。今後馬頭総合福祉センターの集会室という名称で人を集めるには、ちょっと寂し過ぎるというふうに思っておりまして、町は消極的な姿勢ではなくて、攻めの姿勢で多くの町民の皆様や団体の方に馬頭総合福祉センターを利用していただくために、愛着のある名称を町民の皆様から募集して、名称を変更する方向に町の考え方は変わらないのか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

町としましても、町民の皆様にあ着を持ってご利用いただけるセンターにしていきたいと考えております。集会室の名称の募集につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ、愛着のあるネーミング、名称をつけていただくようお願いしまして、3項目めの質問に入らせていただきます。

3項目、廃校・廃園になった施設の取扱いについて、細目2点、質問いたします。

旧武茂小学校が廃校となってから16年が経過しようとしております。また、温泉トラフグ養殖で床板もかなり傷んでおりますが、校舎の今後の取扱いについて伺います。

細目2点、閉園した「なかのこ認定こども園」の園舎の今後の取扱いについて伺います。

以上、3項目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 廃校・廃園となった施設の取扱いについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、旧武茂小学校の校舎の今後の取扱いについてですが、旧武茂小学校の校舎は昭和46年に建築された普通教室棟と平成3年に建築された特別教室棟がございます。普通教室棟につきましては、平成21年5月から平成26年3月までの約5年間、温泉トラフグの養殖事業として貸付けしてございましたが、その後の利用はございません。特別教室棟につきましては、生ごみ堆肥化事業による堆肥の倉庫として、一部町で利用しております。

普通教室棟につきましては、老朽化が著しく、公共性を持った事業の利活用の見込みがなく、地域住民からの利活用の要望もない状況であります。こうした未利用公共施設について

は、那珂川町未利用公共施設等利活用基本方針に基づき、最大限に有効活用を図ることとしておりますが、個々の施設の具体的な方向性が決定されていないことから、こうした未利用公共施設の方向性を決めるため、庁内で組織する調整担当者会議において、今年度から各公共施設の在り方の検討を行っているところであります。そこで、旧武茂小学校の在り方につきましても、その中で方向性を決めていきたいと考えております。

次に、2点目、旧なかのこ認定こども園の今後の取扱いについてですが、旧なかのこ認定こども園の園舎につきましては、令和4年3月に閉園し、現在第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業の現場事務所として、一部貸付けしております。今後の取扱いにつきましては、現在の賃貸借契約終了後に基本方針に基づき、地域利活用や民間利活用を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） それでは、再質問をいたします。

細目1点目、旧武茂小学校の校舎については、雨漏りもしており傷みが激しく、利活用できない状態にないと認識していただいていると理解しました。利活用ができない状態ですから解体するしかありません。町未利用公共施設等利活用基本方針の担当者会議で旧武茂小学校の校舎についての方向性について、いつ頃までに決定されるのか伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

方向性はいつまでに決めるのかのご質問でございますけれども、先ほども答弁いたしました。今年度から各公共施設の在り方の検討を行っているところであります。令和5年度は緊急性の高い施設について方向性を決定いたしました。来年度におきましては、公共施設のうち特に旧武茂小学校のように長い期間利用されず当時のまま残っている施設、今後も公共性を持った事業や利活用の見込みがない施設などに振り分けをいたしまして、その中で解体すべき施設など優先順位をつけ年次計画で対応してまいりたいと考えており、来年度には方向性を決めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ、できるだけ早い時期に解体されるよう要望いたしまして、細目2点目の再質問をいたします。

なかのご認定こども園の廃園の要因の一つに、裏山が土砂災害危険区域にあるとのことで、園舎は廃園になりましたけれども、地域や民間活用は安全面で問題ないのでしょうか。今後利用されるというような利用機会を促すような答弁でございますけれども、安全面で本当に安全が確保できるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

安全面で問題がないのかのご質問でございますけれども、敷地につきましては、議員ご指摘のとおり、土砂災害警戒区域でございます。統合した理由の一つに、土砂災害警戒区域であったこともあったかと思えます。近年、集中豪雨が多くあることから、安心・安全を考えた場合、園児の避難が容易でないことがございました。今後の取扱いにつきましては、地域や民間活用などを検討してまいりますけれども、こども園の裏山の東側におきまして、栃木県で土砂災害防止施設を設置したことから、先頃敷地の東側が土砂災害特別警戒区域から土砂災害警戒区域へ変更となる区域の範囲を変更いたしまして、ホームページ等で公表となりました。

土砂災害特別警戒区域が一部解除されまして、少しは不安が解消されたかと思っております。建物の規制はなく、土砂災害警戒区域には変わりはありませんが、今後は土砂災害警戒区域であることも併せて周知をいたしまして、地域や民間利活用など検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 対策が施されて、安全面で心配していたような問題はないという答弁でございました。非常に安心をしたところでございます。引き続き、問題のないように事故のないように、さらに東面の山の確認というかチェックをしていただくようお願いをしまして、以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（益子純恵） 7番、小川正典議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第 1、一般質問を続けます。

◇ 大 金 清

○議長（益子純恵） 5 番、大金 清議員の質問を許可します。

大金 清議員。

〔5 番 大金 清登壇〕

○5 番（大金 清） 公明党の大金 清です。

初めに、能登半島地震においてお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

それでは、通告書に基づき 3 項目について一般質問を行います。

1 項目、国道 293 号馬頭バイパスにおける歩行者の安全対策について。

2 項目、バス停留所の環境整備について。

3 項目、新型コロナウイルスワクチン接種の助成について。

以上、3 項目について質問しますので、誠実なご答弁を期待いたします。

1 項目、国道 293 号馬頭バイパスにおける歩行者の安全対策について、細目 3 点について伺います。

1 点目、国道 293 号馬頭バイパスの照明設備設置について、地元行政区から要望されていると思いますが、町の対応について伺います。

2 点目、国道 293 号馬頭バイパスの照明設備について、設置計画があるか、伺います。

3 点目、歩行者の安全・安心を確保するため、国道 293 号馬頭バイパスに照明設備設置が必要であると思うが、町の考えを伺います。

以上、3点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 国道293号馬頭バイパスにおける歩行者の安全対策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、照明設備の設置要望に対する町の対応についてですが、平成26年6月に地元片根行政区長から照明施設の設置要望を受けており、要望内容につきましては、道路管理者であります栃木県烏山土木事務所宛て提出しております。

次に、2点目、照明設備の設置計画についてですが、国道293号馬頭バイパスにつきましては、道路照明施設設置基準に基づき、道路交通安全・円滑を図る目的で、必要な箇所に道路照明を設置しているため、新たな照明設備の設置計画はないと聞いております。

次に、3点目、照明設備設置の必要性についてですが、道路照明の設置に関しては、一定の基準があるため、歩行者の安全対策について検証し、対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目、各地元行政区から要望があったと思いますが、何件あって、その内容についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えします。

地元行政区から道路管理者への要望につきましては、1件、照明設備の設置についての要望がございました。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） ただいま答弁の中で、要望事項は、地元からの要望事項1件とお伺いしました。私の記憶というか、話を聞いたところ、田町地区においても要望したという話が私の耳に入っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えします。

建設課において要望事項を受け取っております道路管理者に対する要望につきましては、片根地区の1件になっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

それでは、烏山土木事務所へ地元行政区からの要望を提出したという答弁がございましたが、この烏山土木事務所から、提出した後何らかの回答があったか、それについてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えします。

2点目の答弁と重複する部分もございますが、国道293号馬頭バイパスにつきましては、基準に基づきまして、必要な箇所に道路照明を設置しているため、設置の計画がないとの回答が烏山土木事務所から地元の行政区長宛てにあったと聞いてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） これは地元で回答あったということなのですが、建設課にもその回答があったかどうかお伺いします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えします。

土木事務所から地元行政区に同様の回答をしたという報告を受けております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

3点目に入ります。

馬頭バイパス、歩行者の朝夕の夜間とか安全対策について、道路照明に代わる照明設備を何か町としてできることがあれば、どのような安全対策があるか、考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

道路照明に代わる照明設備として、どのようなことが考えられるかというご質問でございますけれども、照明設備に代わる照明設備といたしましては、防犯灯が考えられます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 馬頭バイパスにおいて、田町の交差点から先、小川方面に向かいまして200メートルぐらいのところですか、歩道の中に両サイドに照明器具が設置されております。この照明はどんな照明であって、何でその地に設置されたのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

馬頭バイパスの田町につけた照明器具でございますけれども、あれは防犯灯でございます。令和5年度におきまして、今年度設置したわけでございます。以前はその区間、スクールバスの乗降所であったことから、設置した経緯がございます。電柱等に配線ができなかったことから、ソーラーの防犯灯を設置したところでございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 防犯灯を設置したということでございます。馬頭バイパス、開通してからしばらくたちますが、地元からの要望あったということで、矢又川の橋から馬頭大橋、それから三枚畑、そしてその先ということで、距離的には1キロちょっとあるかなと思います。

そこで検証というか、結構、闇のところがあります。できれば現場歩いていただければと思いますが、その現場を町の職員で歩かれていた方がいるかどうか、その辺をお伺いします。現場道路、歩いていただいたかどうか、確認したかということです。よろしくお願ひします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

あその区間を歩いて点検されたかということでございますけれども、今回、防犯灯の設置ということでございまして、担当は総務課でありますけれども、要望等がなかったということで、その区間につきましては検証、それからその区間を歩いたことはございません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 先ほどの答弁の中で検証し、対応したいという答弁もございました。できれば、現場を歩いていただければ、3か所あります。矢又川橋から馬頭大橋の間、それから293と県道の交差点から三枚畑の交差点の間、それから三枚畑から小川に向けて約300メートルあたりのところが本当に暗さがひどいです。この点を踏まえて、できれば安全・安心のためにも道路照明を設備として、防犯灯を設置していただけるかどうか、再度確認します。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯灯を設置できないかのご質問でございますけれども、防犯灯につきましては、道路照明とは違い、設置目的が街頭犯罪を抑止し、夜間、歩行者の安全対策を目的としてございます。設置基準や現場の状況により設置できるかどうか調査をいたしまして、設置可能であれば優先順位により予算の範囲内で設置したいと考えてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） ぜひとも、現場を歩いていただいて確認していただき、防犯灯の設置をお願いしたいと思います。

その防犯灯を設置するに当たりまして、どのような基準、条件があれば設置できるのか、再度伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯灯の設置基準はどうなっているのかというご質問でありますけれども、主な基準を申し上げますと、設置場所が暗闇で犯罪者が身を潜めることができる場所があるかなど、街頭犯罪の発生が危惧される状況か、それから電柱等に共架できるか、それから教育委員会が指定した通学路であるかどうかなど、そのようなことが基準となっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番(大金 清) ルールはあると思いますが、先ほどの基準の中で、馬頭バイパスには高校もございます。そういった中で、生徒さんの犯罪の予防のことも考えますと、暗闇が3か所ありますが、ぜひとも計画を立てていただいて設置をお願いしたいなと思います。防犯灯の設置を強く求めまして、2項目に入りたいと思います。

バスの停留所の環境整備について。

細目3点について伺います。

1点目、馬頭高校前バス停留所は、現在、アスファルト舗装がしてあり、ベンチが2基設置されている状況について、町は経過等を把握しているか伺います。

2点目、町は地域公共交通会議において、バス停、バス停留所の環境整備等について検討されたことがあるか伺います。

3点目、バス停留所において、利用者の健康や安全・安心の観点から環境整備として、地元材を活用した屋根を設置してはどうか伺います。

以上、3点について伺います。

○議長(益子純恵) 生活環境課長。

○生活環境課長(杉本 篤) バス停留所の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、馬頭高校前バス停留所に設置されているベンチについてですが、平成28年4月に東野交通株式会社が氏家馬頭線と西那須野馬頭線のルートを変更した際に、馬頭高校前停留所を新たに設置いたしました。隣接地にあるベンチにつきましては、馬頭高校に確認したところ、平成28年7月に馬頭高校が設置したものであるということです。

次に、2点目、地域公共交通会議におけるバス停留所の環境整備等の検討についてですが、これまでの会議において、バス停留所の環境整備について検討した経緯はございません。

次に、3点目、バス停留所に屋根を設置することについてですが、バス停留所は、バス運行事業者が維持管理を含めて設置しております。当町において設置してあるバス停留所の設備は、当時の運行事業者が設置したものであり、町が設置することは考えておりません。

以上でございます。

○議長(益子純恵) 大金 清議員。

[5番 大金 清登壇]

○5番(大金 清) 経過等については、把握しているということで、質問はございません。

2点目に入ります。

地域公共交通会議において、そういった話は出なかったということでございますけれども、

このバス停留所の環境整備等について、今後検討する考えがあるかお伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

地域公共交通会議では、路線の維持や乗り継ぎ利便性の向上など検討すべき事項が多くあり、今回のバス停留所の環境整備等につきましては、優先順位は低いと思われませんが、必要があれば検討することになるかと思われま。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 私、必要があると思って質問しておりますので、ぜひとも検討課題としてその会議に入れていただければと、話をさせていただきたいと、協議させていただきたいと思

います。

3点目に入ります。

できれば、屋根の設置については、関東バス株式会社が設置すべきものと考えておりますが、会社として現在赤字路線という話も話題になっております。経費をかけられない状況は分かっているつもりでございます。しかしながら、馬頭高校前バス停留所は、高校の生徒さんの利用が一番多いことから、真夏の熱中症対策や大雨のときの利用者の健康を考えますと、屋根が必要不可欠と思っております。できれば、町の負担で設置できないか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 町の負担で設置できないかということでございます。ほかの停留所につきましても、町の費用でやっているところはございません。それと、馬頭高校の停留所につきましても、馬頭高校の生徒さんが下車すれば、すぐ高校に行きます。それと、出発するときですけれども、あそこは始発に近いバスですので、時間がほぼ定刻の始発だと思います。それに併せて、学校から来る子どもさんが多いということで、今のところはそういう考えはございません。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今の答弁の中で、今までバス停留所の屋根を町負担で設置したことはな

いという答弁がありました。私の記憶によりますと、今の南町に1か所設置した記憶がございます。また、富山地区の交差点先に設置した覚えが私の中ではあるんですが、その点どうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

南町に設置されているバス停につきましては、当時、馬頭中学校のスクールバスの停留所ということで設置したものでありまして、公共機関のものとして、バス停として設置したものではないと認識しております。

富山地区の物件につきましては、確認がまだされていないので、答弁のほうは控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） このバス停留所、これ各所に多くあるということは私も存じておりますけれども、この馬頭高校前のバス停留所、新たなシンボルモデルとして、地元材を活用したもので設置していただいて、町のPRも兼ねて、できれば町負担で設置していただきたいと、こう思っております。そして、何より高校生の支援にも私はつながるようなことだと思っております。ぜひとも、設置を提案したいと、しつこいようですけれども、再度伺います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 先ほども申し上げました。町のPRのためにあそこにモニュメント的に建てるとういうことは考えておりません。それと高校生の安全面とかおっしゃいますけれども、あそこで高校生が雨の日でも風の日でも炎天下でも長時間にわたってあのベンチで待つということは想定しにくいと思いますので、今のところ、そういう考えはございません。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町長はつくりたくないという答弁でした。

でも、やはり健康面とか考えますと、馬頭高校、本当にこれから存続する意味でも、支援として少しは検討したいということであれば、よろしくお願ひしますということですが、本当につくる気ないんですか、再度質問します。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 今のところはございませんけれども、大金議員からこのような話があったということは、誰かに会ったときにお伝えはしたいと思います。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 残念ですけれども、町長の頭の隅にあれば、ぜひとも設置をお願いしたいと思います。

3項目に入ります。

新型コロナウイルスワクチン接種の助成について。

細目3点について伺います。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種は、今後、個人負担になると聞いていますが、負担金額についてお伺いいたします。

2点目、新型コロナウイルスワクチン接種は、年に何回実施すれば効果あるのかお伺いいたします。

3点目、新型コロナウイルスワクチン接種の個人負担の軽減のために、町は助成する考えがあるか、伺います。

以上、3点についてお伺いしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 新型コロナウイルスワクチン接種の助成についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、個人の負担金額についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種は予防接種法の定めにより、令和6年度から季節性インフルエンザと同様のB類疾病の定期接種と位置づけられます。接種対象者は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳で重症化リスクの高い方が対象になります。

接種費用につきましては、予防接種法第28条により、費用の一部を徴収することができる定められておりますが、現時点でワクチン費用についての情報はございませんので、個人負担金額についても未定であります。個人負担額につきましては、ワクチン費用と併せて国・県の方針に従い、町、町内医療機関からのご意見や近隣市町の状況を参考に検討してまいりたいと考えております。

また、これまで国の特例臨時接種でありました生後6か月から64歳までの方につきましては、定期の予防接種ではなく任意の予防接種となりますので、全額自己負担になると想定を

しております。

次に、2点目、新型コロナウイルスワクチン接種は、年に何回接種すれば有効なのかについてですが、季節性インフルエンザの定期接種と同様になりますので、重症化予防を目的として年に1回、秋から冬の接種を想定しております。

次に、3点目、接種費用の個人負担軽減についての助成についてですが、現時点での国からの情報では、65歳以上の高齢者と60歳から64歳で重症化リスクの高い方のうち低所得者の接種費用は無料になると聞いております。助成につきましては、引き続き、国・県の方針に従い近隣市町の状況を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目ですが、コロナワクチン接種は令和6年度においては、秋ごろから実施されることになると、10月頃までに国・県から接種費用の決定がなされるのかなと思いますが、これについてどうでしょうか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまのご質問にお答えいたします。

直近の情報では、3月末に国の会議を予定しております。ワクチン接種についての情報について、何が出てくるかまでは具体的には今のところ分かってはおりませんが、その会議の中でそういったワクチンの接種費用についても情報が得られるかと期待しているところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 情報が入っていないということで、本当に答弁も苦しいかなと思いますが、ワクチン接種、先ほど実費徴収可能だということがありました。予防接種法において定期の予防接種については実施主体が市町村、またそれに伴う費用については町負担ということでございますので、しっかりとこの辺も考えていただきたいと思っております。

ワクチン接種等の定期接種は、今までに何種類あって、町の助成についてどのくらいの金額を助成していたのかをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、定期接種につきましては、A類疾病とB類疾病がございます。A類疾病については主に乳幼児等が対象の12種類、ヒブとか小児用肺炎球菌とか麻疹、風疹とか、高校生におかれましては子宮がんケンシン等がございます、それぞれ単価も決まっております。そちらに関しては、それぞれ単価のほうも、例えば子宮頸がんですと2価、4価ワクチンですと1万7,000円、あとは麻疹・風疹混合ワクチンですと1万1,000円等、12種類それぞれに単価が決められております。そちらの費用に関しましては、予防接種法の第25条に町が支払うということで決められておりますので、全額公費負担ということになります。

ただ、今回、令和6年度から新型コロナワクチンが位置づけされますB類疾病につきましては、先ほども答弁させていただきまして、費用の一部を徴収することはできると定められております。そのほか、B類疾病のワクチンについては高齢者に対するワクチンのインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチン、この2種類であります。こちらも費用の一部は徴収することなく、現在のところ全額公費負担で行っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） ワクチンについて丁寧な説明ありがとうございました。

2点目に入ります。

コロナワクチン接種は、年1回という答弁が先ほどございましたが、国において2類のときには年に2回実施されていたかなと思っております。5類移行になって年に1回接種する、これ効果が見込めるのかどうか、分かる範囲内で結構ですので、伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、このワクチンにつきましては現在決定しておりませんが、県の見解ですと、用いるワクチンについては、科学的見地を踏まえ、ウイルス株を毎年選択することになるだろうということ聞いております。

今回の接種の目的につきましては、重症化予防ということであり、重症化予防の効果としては、1年以上一定程度効果が持続するというのを国の会議のほうから報告を受けております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 65歳以上の方無料、また60歳から64歳までの重症化率の高い方または低所得者については無料ということですが、やはり経済を支えているのは、生産人口の方が一番大変であるということですので、その方たちが助成もされないということになりますと、やはり今の経済においても物価高もございますし、本当に生活が困窮している状況でありますので、できれば予防接種、希望する全員の方が無料で接種できるような方向で町として考えられないか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

全ての方に無料で接種できるというような方向性ではありますが、冒頭にもお伝えしましたけれども、今回の定期の予防接種につきましては、65歳以上または重症化リスクの高い60歳から64歳と決められておりますので、その対象者の方については、その方のうち低所得者の方の費用負担を無料にというような方針で今のところ聞いておりますので、それ以外の方の助成については、今のところ情報が全くありませんし、ほかの地域の情報、市町村の状況、あとは国・県の方針も全く出ておりませんので、そちらは今後情報のほうを集めていくような形になると考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 国・県においても予防接種の費用がまだ決定されていないというその中で質問するほうもつらいんですけれども、答弁するほうも大変かと思いますが、これが費用決定された時点で再度金額に応じて助成ができればお願いしたいと思っておりますけれども、その金額に応じて、どう対応するか、それについて再度伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになってしまうんですけれども、予防接種の費用については、今のところどのくらいになるという額も出ておりません。ただ、先日の県の会議の中ではあまり安くはないだろうと、ワクチンも1人1本ずつのワクチンという形に変わってきます。集団接種のときは一つのバイアルから6人分を詰めまして接種できましたので、1人分のコストが安くて済ん

でしたんですけれども、現在、メーカーでは1人1本きり注射器にワクチンが入った状態で準備をしているという情報が入っております。

ただ、金額については全く情報が入っておりませんので、安くはないだろうと想定をしているところでもありますので、そちらも含めて具体的な情報が入りましたら、同じ答弁になってしまうんですけれども、国・県の方針、近隣市町の状況、あとは財政状況など総合的に考えて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今の答弁において、ひよっとすると安くはないんじゃないかということでございました。もし、高額な場合、ぜひとも助成をしていただきたいと思っております。私の考えでは、できれば希望される全ての方に無料で接種していただければと強く要望いたしまして、これからコロナ感染症もまだまだ安心できませんが、予防対策をしっかりと取り組んでいただいて、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で、大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。

質問の前に、一言申し述べます。

元日に発生した能登半島大地震で亡くなられた方々に対してご冥福を、そして、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

さらに、政府に対してもっと迅速に、もっと大規模に資金も人も投入して、一刻も早い復旧・復興に尽くすことを要求いたします。

それでは、質問をいたします。

1項目めはマイナ保険証についてです。

政府は、現在の健康保険証を廃止し、今年12月2日にマイナンバーカードと一体化することを閣議決定しましたが、様々な問題が指摘されています。全国の医師・歯科医師約10万人が加盟している全国保険医団体連合会が1月31日マイナンバー保険証のトラブルに関するアンケート結果を公表しました。全国で8,672医療機関が回答し、そのうちの約6割に当たる5,188医療機関でトラブルがあったということです。

トラブルで最も多かったのは、名前や住所の文字の一部が黒塗りで表記されて読めないものが3,492医療機関で発生、次いで資格情報が無効と表示されたのが2,554医療機関でありました。

トラブルの対処方法では、その日に持ち合わせていた健康保険証で確認したが4,300医療機関、資格が確認できず一旦10割負担を患者に請求した事例も403機関753事例あったということです。

政府は昨年後半、システムの総点検を行いました。その後もトラブルは続いています。健康保険税を払っていただければ今までどおりに1割から3割負担で医療を受けられるのかどうか、多くの町民が不安を持って事態を見守っています。

国民健康保険の保険者である町は、今後どう対応しようとしているのでしょうか。

まず、4点伺います。

1点目は、マイナ保険証の直近の利用率はどうなっているのか、お示してください。

2点目は、町の広報1月号にマイナ保険証利用のメリットが4点書かれていましたが、デメリットについては触れていませんでした。デメリットはないと考えているのでしょうか。

3点目に、マイナカードの取得も、マイナ保険証の登録もあくまで任意、やるかやらない

かは本人の自由意思で決められていいものと私は認識していますが、町はどう考えているのでしょうか。

4点目に、現在の健康保険証を廃止すべきではないと考えますが、町の見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） まず1点目、マイナ保険証の直近の利用率についてですが、令和5年4月、医療機関などの窓口において、マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号を基に、オンラインにより健康保険の資格確認を行うことが義務づけられました。

このオンライン資格確認の利用件数のうち、マイナンバーカードを健康保険証として利用する、いわゆるマイナ保険証を利用している割合が、マイナ保険証の利用率とされています。なお、当町におけるマイナ保険証の利用率について、現時点では把握しておりません。参考ではございますが、国全体での直近の利用率につきましては、令和6年1月で4.60%であります。

次に2点目、マイナ保険証のデメリットについてですが、令和6年1月号の町広報紙において、マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットについて掲載いたしました。

マイナンバーカードを使って医療機関等を受診した際、過去に処方された薬の履歴や、過去の特定健診の情報等の提供に同意をいただくと、医師などから、より多くの種類の正確な情報に基づく総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方など、最適な医療が受けられます。このほかにもマイナ保険証の利用には様々なメリットがございます。

マイナ保険証のデメリットとしましては、医療機関に設置されています資格確認端末において、「資格無効」または「資格情報なし」と表示され、資格確認できない場合や、資格確認端末の故障やマイナンバーカードの不具合、停電や通信障害などのトラブルにより資格確認ができない場合などが考えられます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い、持続可能な医療の実現に資するものであり、適切な自己負担分の支払いで、必要な保険診療を受けることのできる対策が取られている状況です。

引き続き、マイナ保険証の利用促進に向け、利便性やメリットについて、周知・広報してまいりたいと考えております。

次に3点目、マイナンバーカードの取得とマイナ保険証の登録が任意であるかについてですが、現在、国においてマイナンバーカードの普及促進やマイナ保険証の利用促進など、マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応を進めているところでございます。マイナンバーカ

ードの申請は義務ではなく任意であり、また健康保険証としての利用登録も任意であります。

次に4点目、現在の健康保険証を廃止すべきではないについてですが、デジタル化を推進する当町としましては、令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するとした国の方針に従いまして、医療DXの基盤となるマイナ保険証への移行に向け、町民の皆様のマイナ保険証に対する不安を払拭するとともに、利便性やメリットを実感していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、現行の健康保険証が廃止になるに際して、マイナンバーカードを取得されていない方や、健康保険証として利用登録をされていない方などにつきましては、資格確認書により保険診療を受けることができることとなります。

以上となります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目の再質問です。

すみません。もうちょっと大きい声で答えていただきたいというふうに、議長よろしくお願ひします。ちょっとよく聞き取れなかったものですから。

そして、1点目の再質問なんですけれども、マイナ保険証の利用率、かなり低いものだと思いますが、その理由はどうお考えでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。少々大きな声で答弁お願いいたします。

○住民課長（石井里子） マイナンバーカードの携行習慣がないことや、まだ保険証が廃止となる現実味がないこと、また医療機関等の窓口で声かけをする際に「保険証をお持ちですか」ということでまだ声かけがされていることなども考えられます。また、現行の保険証が有効期限内であるため、お持ちの健康保険証で受診されることも原因の一つであると思います。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 実は2月6日に国家公務員のマイナ保険証利用率が新聞に載っていました。それによると、一番高い総務省で6.26%、一番低いのが防衛省の2.50%、平均で4.36%でした。率先して利用すべきだとしている国家公務員の利用率がそんなに低いままということは、9か月後に現在の保険証を廃止して、マイナ保険証に切り替えることに無理があることを示しているのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 今、国においてはその移行に向けて準備をしている段階でありまして、まだ確定していない部分が多々あることは確かに感じております。それにつきましては、国において、移行への周知等を広く行っていただきたいと思いますと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2点目についての再質問なんですけれども、広報にマイナ保険証を利用するとういうメリットがありますよということが載っていましたが、それは町が独自で考えたものではなくて、国からの提示そのものですね。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） はい、そのとおりです。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そのメリットの一番目のところに枠が4つあって、一番最初のところにマイナ保険証を使えば最適な医療が受けられるという文言があるんですね。これは、私は無理があると思います。継続した医療が受けられるなら理解できますけれども、最適な利用が受けられる、マイナ保険証を使えばそうなる、それはちょっと言い過ぎではないかと思いますが、どうお考えですか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） マイナ保険証を使用することで、今までの投薬の履歴、薬の履歴や病状などを確認することができ、窓口で医師に薬の名称を伝えることなく、マイナ保険証を利用することで医師のほうではどういった薬を服用しているかということを確認できますので、そういった手間も省けると思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今までの履歴がこうすぐに分かるということは言えると思います。だけど、それが最良の医療だったかどうかということは分かりません。そして、その医療機関でいつもいつもどの医療機関でも最良の医療が受けられるということにはなりませんので、これはやっぱり言葉としてはおかしいなというふうに私は思っています。

先ほど紹介した国家公務員のマイナ保険証利用率が低い理由として、次のことが書かれていました。

マイナ保険証は病院が嫌がる。2つ目、個人情報漏れるのが怖い。3つ目、保険証を出すことの不便さを感じない。4つ目、マイナ保険証利用のメリットを感じない。5つ目、少しも便利ではないなどが出されていきました。町民の皆さんも恐らく同じような気持ちではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） マイナ保険証によるオンラインの資格確認は、国において医療DXの基盤でありまして、国民にとっては自身のこれまでの薬剤の服用履歴等を正確かつ網羅的に医師に説明をする手間を省きつつ、過去の健康医療データに基づいた、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができることや、書類提出によらず自己負担限度額を超える支払いが免除されることなどのメリットがあります。

国においては、医療現場でマイナ保険証を定着することは、電子処方箋、電子カルテ情報、予防接種、公費負担医療費、保健・医療・介護の情報を共有し、医療DXの構築に向けたその前提となるものであるとしております。当町といたしましても、医療機関、薬局、医療保険者、事業主などの医療に関わる全ての機関・団体が一丸となって、マイナ保険証の利用促進に取り組むとする国に従いまして進めていきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国家公務員の皆さんも恐らくかなりそういうことは言われているんだと思うんですね。だけど、先ほど言ったような4.数%しか使っていないというのが事実です。やっぱりマイナ保険証のほうが便利だということにはなっていないと。まだ不安が残るといふことは事実だと思います。

デメリットということで心配している方、たくさんいらっしゃると思いますので、少しずつ確認していきたいんですが。

まず、マイナ保険証に登録すると、従来の健康保険証には戻せない、これは事実でしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 現在、保険証とマイナンバーカードをひもづけしている方につきましては、国において解除をするということを可能としております。また、その解除をする際には、町の窓口において解除をしていただくことになるんですが、その際には資格確認証の申請を条件とした上で任意に解除ができるとされております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私の認識とちょっと違うんですが、私も完全に分かっているわけじゃないので、次に行きたいと思います。

暗証番号の入力を連続で間違えるとロックされてしまうと。解除するには、ここでは役場の窓口での手続が必要になると。番号を忘れた場合も同じ、これは事実でしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 暗証番号を3度間違えますとロックされてしまいます。その場合には、役場住民課で窓口のほうで解除することができます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） システムの不具合でマイナ保険証の利用ができなくなるおそれがあります。先ほど私も言いました。この際、健康保険証がなければ確認ができず、一時的であっても全額払うこともあり得る、可能性として起こり得ますか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 資格確認が取れない場合、資格確認の端末の故障やマイナンバーカードの不具合、また停電や施設の通信障害も含まれますが、そういった場合には医療機関の被保険者資格申立書というものにご記入をいただいたり、ご自身のスマートフォン等によりマイナポータルで被保険者情報の画面を提示したりすることで、10割負担とはならず医療を受けることができます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 実際には、先ほど言いましたように、全国保険医団体連合会がアンケートを取ったところ、何百件ですか、10割負担を一時的ですけれども、後で返ってきますけれども、その場では10割払ってもらうことにしたということが報告されています。

あとは医療機関の窓口でエラーが出ると、大変混乱するということが報告されていますけれども、それはいかがでしょうか、そういうことはあり得るでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 先ほども申し上げたとおりなんですけれども、停電や通信障害などが考えられます。そういう場合には、医療機関の窓口で受付において、被保険者資格申立書

という用紙にご記入をいただくことで確認ができれば、今までの医療負担で診療することができます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） すみません、次、行きます。

ひもづけのミスで、誤った薬を処方してしまうという、そういう危険性、全くないと言えますでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） そちらにつきましては、昨年のご登録等において、国のほうで総点検をしたところでございます。今後につきましても、国において責任を持って対応していただきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そういう危険性が全くないとは言えないというふうに私のほうで受け取りました。

それで、大規模災害が起きたとき、現在の能登半島地震もそうですけれども、停電による通信インフラの遮断でマイナ保険証が使えないと、これは事実ですね。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 停電においては、通信はできないということにはなると思いますが。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、病院の窓口で被保険者資格申立書というものを記入いただくことで、病院のほうで本人確認ができれば、そちらの医療負担で診療することができます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 認識の違いというか、ちょっとよく聞こえないということもあって、はっきりはしません、それが残念なんですけれども。

結論としては、マイナ保険証を利用することのメリットももちろんあると思いますが、デメリットがたくさんあると。それが深刻だということがあって、それで利用率が伸びないのではないかと思います。どう思いますか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 現段階ではデメリットも確かに幾つか上げられると思います。ただ、国の方針によって進められている制度でありますので、町としましては国に沿って従事してまいりたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 3点目についての再質問です。

12月2日、あともう9か月ほどですけれども、健康保険証を廃止してしまうというのは、マイナカードの取得もマイナ保険証の登録も任意と言いながら、実はこれは義務ですよと、国が国民に強制しているのだと同じではないかと私は思ったりしますが、どう捉えていますか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） マイナ保険証につきましては、国において電子処方箋や医療DXを進める上で基盤となる仕組みとなっております。現状の保険証で問題があるからマイナ保険証に切り替えるという視点よりも、マイナ保険証に切り替えることで様々なメリットがございます。この保険証への切替えのメインであった一番の目的は、ひもづけされた医療情報、薬剤情報によって、より本人に適切な医療が提供できるという狙いで進められたものでありますので、町としましては国の方針に従いましてマイナ保険証の移行に進めていきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私には無理を押し通そうとしているとしか思えません。現在の健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化するという事を閣議決定したのは、昨年12月12日でした。その後、岸田総理大臣は先月2月1日、1か月ほど前ですけれども、国会でマイナカードの義務化についての質問に対して、こう答えています。「マイナカードの取得については、最高位の身分証としてカードに顔写真を表示するとともに、対面での厳格な本人確認をするため、本人の申請によることとしていることから、現段階では難しいと考えている。」こう答弁しています。マイナカードの取得義務化は難しいと言いながら、今までどおりの健康保険証は発行しません、マイナ保険証を使ってくださいというのは、私は支離滅裂だと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） マイナ保険証もマイナンバーカードも任意であるということですので、そちらに関しては国が進めているというその方針に沿って、町では進めてまいりたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国のほうが、国民に対して納得できるような、そういう説明ができていないんですよ。総理大臣自身が義務化は難しいというふうに答えているんですから。やっぱりこれはおかしいと私は思います。

4点目についての再質問です。

最初に紹介した全国保険医団体連合会のアンケートに対する意見として、マイナ保険証のトラブルは総点検後も続いている。システム自体が不完全だと言わざるを得ない。マイナ保険証を利用することは医療現場において大きなリスクだとして、現在の健康保険証は残すべき、保険証の廃止については延期すべき、これが9割以上になっています。日々、患者に接している医療機関の率直な意見です。

今まで、国保の被保険者である町民には、保険証の切替え前7月頃に申請するまでもなく、新しい保険証が送られてきました。政府の方針がそのまま実施されるとしたら、保険証は送られてきません。今後、マイナ保険証のない人は毎年申請して、1年間だけ有効の資格確認証を発行してもらわなければ保険適用にならなくなります。申請しないと、もらえません。

また、マイナ保険証の人も5年ごとに再登録申請が必要になります。マイナ保険証がない人も、マイナ保険証に切り替えた人も、誰もが今までより不便になると私は感じますが、どうお思いでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） まず、マイナ保険証を現在お持ちの方につきましては、5年ごとに更新が必要となることは確かです。マイナンバーカードの電子証明書の更新は5年ごとに必要になりまして、マイナ保険証として使用するには、この電子証明書を更新していただくこととなります。

また、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、町から資格確認証というものを申請によらず、お送りすることとしています。有効期限は1年間ではなくて5年間を上限としまして保険者が設定するとされております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） マイナカードとかマイナ保険証に不安があって、取得・登録しない人も今までどおり安心して医療を受けられるようにしてほしいと思います。

そして、マイナカードについてなんですけれども、マイナカードを作りたいという人が私の友人にいたんですよ。ですが、彼は車椅子に乗っていて、家の人に写真を撮ってもらって、それを役場に持って行ってカードを作りたいと。車椅子の後ろにいろいろ写っているのだから駄目だと断られて、もう一度家に帰って、またそういうのをなるべく取って、写真を撮って、また持ってきたんですけれども、それでもやっぱり駄目だということで、マイナカードを取得することを諦めた。その友人は亡くなってしまいましたけれども、そういうことがありました。ですから、取得したいと思っても取得できない人も、私はそのほかにもいるんじゃないかというふうに思います。

ですから、そういういろんな人のことを考えて仕事をしていただければなというふうに思うんです。日々町民と接している職員の皆さんは、率直なところ、健康保険証の廃止は町民にとって困ることだと思っているのではないのでしょうか。国の方針だから仕方がないではなくて、国民と接している、言わば最前線で仕事をしている皆さんの率直な声を国に伝えるなど、誰もが保険医療を安心して受けられるよう尽力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 町職員として、直接住民に関わる職員としてお答えいたします。

今、社会は医療において、医療DXに向けて大きく変わっていく段階であると思います。この段階でどんなトラブルが起きるか分からない状況において、その部分はシェアは大きくあると思いますが、最小限のリスクで最大限のメリットを生かしていくことで、よりよい制度となっていくと思われれます。何かお困り事がありましたら、住民に一番近い窓口においてお答えさせていただきますので、ぜひ分からないことがある場合には窓口へお越しいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町長にお伺いします。

何回も言っていますけれども、今年の12月2日に今までの健康保険証を廃止するという方

針は、現実の問題として無理があるのではないのでしょうか、どう思いますか。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 無理があるのではないのでしょうかと言われても、国の方針で町はそれに従って淡々と進めてまいります。ただ、先ほど、川侯議員がおっしゃった車椅子の方がマイナンバーカードを申請しても、その後ろに写ってしまうものがあるから取れなかった、こういうご発言は私にとっても聞き捨てならないご発言でございます。そういう方もいれば、あるいは、じゃ、寝たきりの方はどうなんだ、産まれたばかりの赤ちゃんもその背景、バックはどうなのか、これも今、川侯議員がおっしゃっている間に私の頭の中でちょっと考えたことでございます。

ただ、私はこのマイナンバーカードを保険証にひもづけ、これはできるだけ早くやってほしいと思っています。それは、いわゆる国民健康保険と社会保険、これのタイムラグ、前に私どもが給料を削減した時期もございます。そういうのがこのひもづけによって、そのタイムラグ、これをマイナンバーカードの中でしっかりとやり取りをしてくれれば、ああいう問題は起きないんじゃないか、そういうことも考えます。

まずは、私はいろんな批判はあろうかと思えます。ただ、これを産みの苦しみと考えまして、できるだけ早く個々の住民の方にご理解いただいて、皆さんにマイナ保険証、マイナンバーカードを取得していただくように努力をしたいと考えております。

○議長（益子純恵） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 町長の取るべき態度というか、それはそういうことになるのかなと私も思いますけれども、しかし、繰り返しますが、マイナカードもマイナ保険証も登録したり取得したりするのは個人の自由意思ということになっていきますので、それを何が何でも取れということになりかねないと、私はなっちはいけないと思うんですけれども。

それでどういう事態になっても、これは9か月でありますから、いろいろ、様々な疑問もたくさん出されるでしょうし、予定どおりにうまくいかないこともあり得ると思うんですけれども、どういう事態になっても、被保険者である町民の権利を守っていただきたいと思えますけれども、それは約束してもらえるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 保険につきましても、町職員として国の方針に沿って、国の指示を

仰ぎながらしっかり守っていきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2項目めの質問に入ります。

バイオマス資源を生かした有機肥料づくりです。2月10日の新聞に、この1年間の世界の平均気温が史上最高となり、産業革命前の水準を1.52度上回ったとの報道がありました。このままでは取り返しのつかない地球が破滅する事態になると指摘されています。温室効果ガスである二酸化炭素の発生を抑えるため、ごみは燃やして処理するものだという考えを思い切って転換することが求められていると思います。

那須烏山市大桶にある南那須広域組合で行われているごみ焼却の実態はどうでしょうか。燃やすごみとして焼却されているもののうち、約4割が紙類、約3割がプラスチック類、約2割がいわゆる生ごみや木・竹類などとなっています。

このうち紙類は雑紙として分類すれば、ほとんどが資源となります。プラスチックは多くの自治体で既に資源回収されています。残りの生ごみや木・竹・草などはバイオマス資源です。これらを燃やして処理するこれまでのやり方でいいのでしょうか。町はこれから進むべき方向として、バイオマス資源を活用した循環型社会を目指すとしていますが、町が主体となって有機肥料づくりに踏み出すことを考えているのか。

2点伺います。

1点目は、循環型社会を目指して、バイオマス資源を町はどのように活用しているか伺います。

2点目に、バイオマス資源を有効活用した肥料づくりの施設が求められていると思いますが、町の考えを伺います。

以上、お願いします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 町内のバイオマス資源を生かした有機肥料についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、バイオマス資源をどのように活用しているのかについてですが、民間事業者や民間団体において、間伐材などの木質バイオマス資源を活用した発電事業や、廃熱を利用したウナギの養殖、マンゴー・コーヒーなどの栽培といった事業が実施されております。また、町では一般家庭から収集した生ごみを活用した堆肥を製造する事業を実施しております。

次に2点目、バイオマス資源を有効活用した施設についてですが、民間事業者と民間団体の木質バイオマス発電と発電廃熱を利用した農作物の栽培は、旧馬頭東中学校校舎などを活用して行われております。また、町では平成28年10月より、富山地内の地元組合の畜産施設を活用し、生ごみ堆肥化事業を実施しております。

今後のバイオマス資源を活用した新たな施設の整備につきましては、引き続き調査・研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 1点目についての再質問です。

バイオマス資源として町が考えているのは、具体的にどんなものがあり、それらは現在どのように処理されているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町が考えているバイオマス資源とは何かということなんですけれども、答弁の中でも言いましたように、現在、町で事業として実施しているバイオマス資源を活用した事業につきましては、生ごみ堆肥化事業がございます。そういった意味では、現時点では生ごみをバイオマス資源の一つとして考えています。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 私も考えてみたんですね、どういうものがバイオマス資源として数えられるかなと。今、課長が言いましたように生ごみ、これも当然です。これは一部堆肥化されたり、あるいはコンポストに入れられたり、あるいはごみ袋に書いてありますけれども、水分をなるべく少なくして燃やすごみというふうになって処理されています。

それから、畜産関係の牛や豚などのふん尿ですね、それは敷きわら、おがくずとか、もみ殻とか、わらとかなどと一緒に堆肥にされています。

それから、剪定された枝、剪定枝、それからその木の皮、竹とか草、これは主にもう山にそのまま捨て置かれるというか、捨てられる。それから燃やす。それから取っておけない人は燃やすごみの中に入れるということがされていると思います。

それから農産物残渣、例えば私もいろんな野菜作っていますけれども、その野菜がなる、例えばその木のようなもの、そういうものの残渣というのはたくさん出るわけですが、そういうのは山へ持っていく人もいます。それから燃やす人もいます。それと、例えば、廃菌床、シイタケなどの菌床栽培なんかがあっちこちで行われていますけれども、それ使い終わった菌床、それがどうなっているかという、やっぱり田畑にも入れられたりしていますけれども、多くは山に捨てられています。

あとは食品残渣がちょっとどうなっているのかよく分かりませんが、下水道で出る汚泥ですね、これはこの町の場合にはピラミッドという会社に引き取ってもらって、それが堆肥になっているという、そういう処理の仕方はされていますが、そういうことは考えていないのでしょうか、バイオマス資源として考えていないかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど議員が述べたように、バイオマス資源としていろいろな種類が使用されるかと思うんですけれども、町独自でやる施策といたしましては、先ほど答弁で述べましたように、生ごみ堆肥化事業をやっているということなので、それ以外の事業につきましては今後の検討課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そうすると2点目に関しての再質問なんですけれども、具体的に私がさっきいろいろ上げた資源をまとめて活用できるのは堆肥かなというふうに私は思っているんです。そういうことも可能性としてはあると思いますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

そういった施設が求められるということなんですけれども、現在、町のほうでやっていますバイオマス関連施設として堆肥化事業の施設がありますので、そういった施設を当然活用した上で、有効利用を図っていくべきかなと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2月から3月にかけて、現在も行われているんですが、生ごみ堆肥を、配付というんですか、馬頭地区と小川地区とに置いてもらって、それを自由にとというか、1人3袋ですかという数字もありますけれども、持っていってもらっているという、それありますけれども。私も現場、何回も通っているんですけれども、非常に好評だと思います。話を聞くと、これはうちのばあちゃんから頼まれて、いつも持っていくんだよという、そんなことを言っている人もいました。ですから、野菜作りにきっと有効に使っているんだと思います。

今まで、困り物として山に捨てたり、自分で燃やしたり、燃えるごみとして出したりしてきた言わば厄介物を、堆肥、有機肥料として有効に活用すれば、まさに循環型社会になるのではないかと私は思うんです。

今回いろいろな方から話を伺いました。ほとんどの方が処理したいのに持っていく場所がなくて困っている、引き取ってくれる場所があるとありがたいと話してくれました。

1つは、私、2年に1回、養豚をやっているところから、豚の豚肥を買っているんですけども、実は2年前、2トンダンプで持ってきてもらったときには1,000円いただきますということだった。今年も持ってきてもらったの。僕はもちろん1,000円かもっと高いかなと思って「幾らですか」と言ったら、「お金要らない。」って言うんですよ。1,000円あげましたけれども、でも要らないと。話を聞くと、持っていく場所がなくて困っているんだということです。「じゃ、それ余ったらどうするの?」と聞いたら、「もう一回、その豚の敷きわらとして使うんだと、何回も使うんだと。それが水分が多くなったら発酵して肥料にする。また使い道がなかったら、またということで、本当はそれよくないんだけど、仕方なく捨てるところがなくてそうやっているんだ。」という話をしていました。

それから、同級生でナスを大量に作っている方がいるんですけども、夏の暑いときには朝夕収穫するんですが、それでも間に合わなくて、要するに大きくなってしまったものとか、これは出荷できない形の悪いものとか、そういうものは毎日軽トラで山へ持って行って捨てるんだという話をしていました。そのナスの木というか、それをやっぱり乾かして燃やすのも大変なんだと言っていました。

それから、造園業者、庭木を剪定したりなんかしてくれる人ですけども、この人にも話を聞いたら、「やっぱり山に持って行って捨てるんだ」と。「集めてくれるところが持っていても引き取ってくれるところがあつたらありがたい」と言っていました。

シルバー人材センターでも話を聞きました。やっぱり剪定なんか頼まれたときに、たくさん枝とか葉っぱが出ると。実はシルバーセンターではそれをチップにする機械を買おうかと思っていらしいんですが、どうも周りの話を聞くと故障が多くて、ちょっと採算が合わないということで二の足を踏んでいるところだという話で、この方もそういう引き取ってくれるところがあれば非常にありがたいと言っていました。そのほかはちょっと割愛します。バイオマス資源を堆肥の原料にすれば燃やすごみが減って、有料のごみ袋が少なく済むと思います。これは家計で助かるというふうに思います。

有機肥料を安く提供してもらうことができれば、高くなっている化学肥料から切り替える人がたくさん出てくるのではないかなというふうにも思います。有機農産物をたくさん給食で利用すると、子どもたちが健康な体になります。きっと町内外でも評判になると思います。食べた人からおいしいと喜ばれ、作る人がうれしい気持ちになります。

さらに、有機農業を目指す転入者が増えるのではないのでしょうか。新しく農業を始める人も出てくるのではないのでしょうか。それは、耕作放棄地の減少にもつながるのではないかなと思います。そして、広域センターで燃やすごみが減り、温暖化を少しでも抑えることになることもいいことだと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、バイオマス関係の施策を展開していくときに、そういった観点からいろいろなメリットがあるかと思います。それにつきましては、当然そのメリットを目的として事業を展開していくわけなんですけれども、当然、費用対効果等含めて、そのまま全部受け入れられるものとは限りません。その点を検討した上で、事業のほうを展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今、課長が言われたように、そういうことも考えなくてはならないと私も思います。

堆肥化するには、剪定した枝・竹などを細かく砕く機械が必要です。いろいろなものを集めたり混ぜたり熟成させたりする、そういう場所を備えた大きな施設も必要です。ですが、それは町の業者の皆さんに仕事をしてもらったらいいのではないかなと私は思います。

その施設で働く人も必要になりますけれども、逆に雇用が生まれることになるのではないかと思います。確かに資金も要ります。恐らく数億円のお金がかかるのではないかと思いますけれども。これは町の農業の発展、ひいては町全体の発展のための先行投資として、大いに価値があるのではないかと私は思っています。

近くの茂木町でも、バイオマス資源を使った土づくりセンターというのを20年ほど前から操業していますね。かなり有名だと思いますけれども。恐らく那珂川町でも見学に訪れたことがあるのではないのでしょうか。いかがですか、見学に行ったことはありますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

茂木町で実施している事業、美土里館というところなんですけれども、町直営でやっている施設でございます。それにつきましては、昨年度、担当職員4名で現地を視察させていただきました。非常に立派な施設なんですけれども、当然、メリット・デメリットがある。その点についても一応お伺いした上で、今後の町の施策に反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そういう茂木町にあるような施設が那珂川町でも造れるんじゃないか、あるいは造ることが大いに町の発展につながるのではないかと、そういうようなことは考えなかったですか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

当然その施設を見に行ったらときに、那珂川もこういった施設ができるかなという検討はしたんですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、施設を一から造るに当たりまして、数億円規模のお金がかかることと、年間の運営費が数千万円かかるという話をお聞きしましたので、すぐにできるとかそういう形にはならないと肌で感じました。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 意義のある施設だけれども、費用がかかってなかなかすぐには手が出せ

ないというようなことだったと思います。

今までも恐らく町が主体的に動いて、有機肥料づくりに乗り出すような、そういうことに関心を示してきた人は多いのではないかなと思うんです。ですが、今は、今までのことに加えて、地球温暖化を食い止めることが急務になってきていると、新たな事情があると思います。

それと、先ほどもちょっと触れましたけれども、広域の焼却場、これ移転するというところで、今いろんな計画を立てたり検討したりということが進められています。その焼却炉、焼却場の規模や位置にもやっぱり関係することだと思うんです。ですから、今、燃やしているごみをどうするか、これを町は町として自主的に判断すべき、そういう、今までにない時期に来ているのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

趣旨的にはごみの減量化等を意味しているのかと思うんですけれども、当然、町でもごみの減量化のために、ごみの分別収集・資源化に取り組んでおります。そういった意味で、町といたしましても、施策の展開によって、焼却ごみの減量化に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町の努力、課の努力も私は少しは知っているつもりなんですけれども。

それでもなかなかうまく進まないというのが現状だと思うんです。先ほど言った雑紙の回収、それから、プラスチックはこれはもう広域で、あるいは市と町でこれ回収にしようというふうに変えることはできると思いますけれども、でも、それでも燃やすごみの中に入れてしまうということは、この先も恐らく続くんだと思います。

先ほど、生ごみの堆肥化されたものを積んであるところで、男の人がそれを袋に入れていましたけれども、そのときにも実はこういうものも入っているんだよということで、プラスチック類などが、その人がこう持って見せましたけれども。そうですね、そういうのは全くなかったほうがいいんですけれども、という話をしてきたんですけれども。徹底するということは容易じゃないと、私も思います。

しかし、そういうことも含めて思い切って町は転換するんだということで、そのバイオマス資源を利用した堆肥を作るんだと。今まで燃やすごみとして入れてもよかったその紙なん

かは、それからプラスチック、それは徹底して分別しますよと。ごみというか、資源というか、それに対する町の姿勢をきちんと示すことが、これからの町の運営にとっても大事なのではないかと。

そうじゃないと、幾ら町は努力しているんだと言っても、町民にはなかなか通じないんですよ、少しずつしか。だから、思い切って、例えばごみ置場みたいになっていますけれども、資源置場と名前を変えとか、ごみ袋ですか、その表記を変えとか、さっきも言いましたけれども、台所のごみは水気を切って水分をなるべく取って、この中に入れてくださいと書いてあるんですよ。そうじゃないとというふうに、徹底して町の人に示すことが大事なのではないかなというふうに思います。

あの茂木町の施設、やり方など学ぶべきことはたくさんあると思いますけれども、学んだ上で那珂川町に適した施設を造ればいいと思います。例えば、茂木町では、あそこは豚じゃなくて牛のふん尿をかなり、全体の3分の1使っているんですよ。材料の3分の2が牛のふん尿。でもほかのところをいろいろ調べてみると、それよりも、動物性のものよりも植物性のものを多くしたほうが、土がよくなるということも言われているんですね。ですから、その分量だとか、そういうのも変えることができますし、例えば竹やぶなんかは、今増え過ぎて困っているという家がたくさんあるわけですよ。そういうのを原料にして堆肥にするというやり方ができると思います。

私は、堆肥づくりの施設というのは、町が目指している循環型社会の要に位置するものではないかと思っています。町にたくさんあるバイオマス資源を有効に使った有機肥料の施設づくりで、もっと夢のある町へ向かって、町長、思い切って取り組んでみませんか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） ただいまの川俣議員の熱い思いはしっかりと受け止めさせていただきます。これを基に、庁内で検討させていただきます。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 以上で質問を終わります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 益 子 明 美

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問を許可します。

9番、益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 9番、益子明美です。

質問に先立ちまして、元日に起きました能登半島地震でお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりのお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、通告書に基づき、2項目について一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を求めます。

1項目めは、誰一人取り残されない学びの保障と不登校対策についてです。

国は平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、略して教育機会確保法を制定しました。教育機会確保法の基本理念や考え方には8つのポイントがあると文科省が作成したパンフレットでは示されております。

1、よりよい学校づくり、2、不登校は問題行動ではありません、3、社会的自立の尊重、4、民間機関との連携、5、学校以外の学びの場の整備、6、一人一人に合った支援、7、夜間中学校の設置、8、様々な方が学べる環境をであります。

つまり不登校の子どもたちに何が必要なのかをトータルに示した法律が、教育機会確保法であると考えます。

しかし、その後も不登校の児童生徒数は伸び続け、令和4年度には全国で29万9,048人となり、那珂川町も例外ではありません。

そこで、昨年の3月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策であるCOC

OLOプランとして対策が取りまとめられました。このCOCOLOプランに基づき、当町の不登校児童生徒が一人一人に応じた多様な学び方につながっていくのかについて、細目5点伺います。

細目1点目、COCOLOプランでは不登校児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること。また、学校風土の見える化を通して、学校を皆が安心して学べる場にする。そのことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していきますと述べています。このCOCOLOプランについて、町の考えを伺います。

細目2点目、町の不登校児童生徒で支援機関や居場所などとなっていない児童生徒はいるか伺います。

3点目、新年度に新たに創設する予定の校内教育支援センターの運営内容について伺います。

4点目、那珂川町には民間のフリースクールもなく、多様な学びの場の選択肢も限られ、また親同士が悩みを語り合う場もないと考えます。さらに、多様な学びと居場所の確保のため、公民連携を進めていく考えがあるか伺います。

5点目、児童生徒のメンタルヘルスやSOSを早期に把握するための体制構築は万全にされているか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 誰一人取り残されない学びの保障と不登校対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、学びの保障に向けた不登校対策についてですが、小・中・高等学校の不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、昨年度には30万人に迫る状況です。一方で、町内小・中学校における不登校児童生徒数は、横ばいで推移している状況にあります。

このような状況の中、令和5年3月に文部科学省がCOCOLOプランを策定し、不登校対策に向けた施策が示されました。

そこで、町教育委員会では各施策を検討し、令和6年度は馬頭中学校に校内教育支援センターを設置する予定で準備を進めております。

これまでも各学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等を行

うとともに、学校以外の居場所として適応指導教室等の設置を行ってまいりましたが、校内教育支援センターを設置することで、COCOLOプランに示された誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策のさらなる充実を図ってまいります。

次に2点目、支援機関や居場所などつながっていない不登校児童生徒についてですが、本町においても、スクールカウンセラー等とつながっていない、もしくは適応指導教室に通えないなどの児童生徒がいることは認識しております。

このような児童生徒については、各学校において担任や関係教職員が家庭訪問等で、本人及び保護者とつながっていることは確認しております。引き続き、不登校児童生徒に対して、学校及び関係機関と連携を図りながら個々の状況に応じたきめ細かな支援を続けてまいります。

次に、3点目、校内教育支援センターの運営内容についてですが、学校には登校できるが原籍学級には入れない児童生徒が、個々の状況に応じて、自立に向けた支援を受け、安心して学校生活を送れるような支援体制を整備するために、令和6年度、馬頭中学校に校内教育支援センターを設置するとともに、専任の職員として学校生活適応支援員を配置します。

対象となる生徒は、長期欠席や不登校傾向の状況から学校生活への適応を目指す生徒等とし、当該生徒の精神的な不安等を緩和できるよう、学校生活を通し、個々の状況に応じた自立支援を行ってまいります。

次に、4点目、不登校支援に係る公民連携についてですが、県内のフリースクール等については、所在地や運営方針等を把握しておりますので、公民問わず連携を図っていくことは可能です。また、保護者が一人で悩みを抱え込まないように、スクールソーシャルワーカーをはじめとした相談体制についても、一層充実させてまいります。

今後も、誰一人取り残すことなく、不登校児童生徒にとって多様な学びの場としての選択肢を広げられるよう、引き続き、町教育委員会としてフリースクール等の実態把握・調査に努めてまいります。

次に5点目、メンタルヘルス等を早期に把握するための体制構築についてですが、各学校において、学級担任をはじめ関係教職員が、毎朝の健康チェックを対面で行うとともに、一人1台タブレットを利用した健康状態の把握も行っています。また、定期的に教育相談を実施し、必要に応じてスクールカウンセラー等とつなぐなど、相談体制を整備し、児童生徒の心のケアに努めております。

今後とも、児童生徒のメンタルヘルス等をより早期に把握するために、どのような相談体

制を構築すべきか検討をするとともに、引き続き各学校において、児童生徒の悩みに柔軟な対応ができるよう、子育て支援課や健康福祉課を含め連携を図ってまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 再質問を行わせていただきます。

まず1点目、COCOLOプランについての町の考え方を教育長からお伺いいたしました。

このCOCOLOプランに示されている施策に沿って、那珂川町の児童生徒の学びの場を的確に増やしていけるよう、さらなる充実を図っていただくというような理解と受け止めました。

そこで伺います。COCOLOプランは、大きく分けると3つの指針が示されていると思うんですね。その中で、学校の風土の見える化というものがあります。学校を皆が安心して学べる場にするということがあります。その学校風土の見える化、学校を皆が安心して学べる場にするということに対して、現在取り組んでいることがあればお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをいたします。

学校風土の見える化についてですけれども、まず必要なのは授業の改善でございます。これは、主体的・対話的で深い学びというのが叫ばれておりますけれども、誰一人取り残されない学びを保障すること、そのための授業改善というのは、まずは必要であると考えております。

それから、2つ目は、子ども主体の学校生活を進めているところでございます。これは、例えば校則の見直しとか、学校生活のルールづくりを子どもたちが行うといったような、そういう取組でございます。

それから、教育委員会としまして、長年かけて取り組んできたのが快適な学習環境の整備でございます。全小中学校の大規模改修工事等が、令和5年度で一旦終了しております。それによって、オープンスペースもいつもの普通教室を今回の改修でオープンスペースにしたとか、そういったその様々な学習環境の整備を行ってまいりました。

それから、コミュニティスクールで運営協議会を設置してございます、全ての小中学校で、ここで学校の考え方、経営方針とか、子どもたちの様子とか、そういったものを地域の方に開いているということでございます。これも大きな学校風土の見える化につながっているの

ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 学校風土の見える化に関してお伺いいたしました。

その中でコミュニティスクール、学校運営協議会等、各学校で設置していると思います。経営方針等について、この協議会の中で報告したり協議されたりしているということになると思いますが、ただいま教育長がいろいろおっしゃっていただいた快適な学習環境の整備、そして、授業の改善、そういった取組等も含めて伝えていただいているのか、さらに、その実態として不登校の児童生徒がどれぐらいいる、それに対しての取組はどうしているということをご存知されているのかどうか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 学校運営協議会等において、不登校児童生徒数が何名とか、教室に通えない子が何人いるとか、そういった情報というのは一切提供をしておりません。これは、あくまでもその個人の課題という状況です。

ただ、教育委員会としましては、不登校児童生徒数については、その発生率といったような形で、その改善に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 不登校児童生徒に関しては発生率のお伝えをしているということです。

それに関連しまして、私も今回とても学んだうちの一人なんですが、もうこの教育機会確保法は今までの学校教育法の考え方をガラッと変えているということがあります。一般の、例えば学校運営協議会に携わっている委員の皆さんだと、なかなかその周知が行き届いていなかったりすると、例えば児童生徒に平日の日中会ったときに、「あれ、学校どうしたの？」という問いかけをしてしまう可能性があります。そうではなくって「こんにちは。」とか「おはよう。」「元気ですか？」というそういった呼びかけをしていきたいと思いますという流れがあります。そういったことをきちんとお伝えする場でも学校運営協議会はあるかなというふうに思いますので、この機会にそういったCOCOLOプランをはじめ、教育の機会の確保法について関連したお話をされるべきと思いますが、教育長はいかがお考えになりますか。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 議員おっしゃるとおりでございます。教育機会確保法が施行されてから、子どもたちが学びたいところで学ぶという、いわゆる不登校が、今までは、どちらかというところとちょっと人には言えないといえますか、あまりいい方向では論じられなかったというようなことがありました。ただ、不登校になっても、その子に応じた学びの場を保障する、いわゆる誰一人取り残されない学びの保障ですね、これを推進していくということが明確に示されたということで、非常に有意義なことだと考えております。

したがって、そのことを私たち教育に携わる者も、それから地域の方も保護者の方も、皆さんがそれを理解していただいて、議員がおっしゃられたように「今日、学校どうしたの？」「何で日中に町の中を子どもたちがふらついているんだ。」というようなことではなくて、挨拶のお話をしてくださいましたけれども、そういうような見方で子どもたちをぜひ見ていただいて、そして、地域全体で子どもたちを育てていくというような気持ち、雰囲気醸成されるといいのかなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 教育長からただいまとてもすばらしい答弁をいただきましたので、地域も学校もこの機会に不登校に対する捉え方をしっかり学び直していただけるような環境づくりを提供していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

細目1点目の次の再質問なんですが、不登校に関する調査研究協力者会議で、学校風土を計測するツールの導入について盛り込まれているというのを聞いています。授業への満足度や教職員への信頼感などを数値化して、それを根拠に学校運営の改善を図ることで、児童生徒が安心して学べる学校づくりをするということが今後行われていくのかどうかというところにあると思うんですが、もしこういうことが学校で取り入れていきたいと思いますということになるときは、教育長はどのような見解であるか、お伺ひいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いわゆるツールですね、それにつきましては、学校の風土化といっても、学校の風土、雰囲気とかがどんなふうになっているかというのは、言葉で表現するということになるんだろうと思うんですけれども、そうではなくて、数値化するべきだというのが、ただいま議員お

っしやられたように、調査研究協力者会議等で示されてきていると。

実は学校というのは、学校評価というのを毎年やっております。これは法的に義務づけられていることで、その結果を教育委員会のほうにも報告しなければならないということになっております。それは自己評価、校内の先生方が1年間の学校の様々な教育活動について自己評価をするという面と、それから子どもたち、児童生徒が授業について、先生方の教え方についてどう思っているか、分かりにくいとか、何を言っているのか分からないとか、非常に分かりやすいとか、おかげで成績が上がったとか、様々な質問に対して例えば5段階だったり4段階だったりで丸をつけて集計をしていくと。そうすると、それがデータ化されます。その変化、傾向を毎年記録していくと。そのことによって、学校風土の数値だというのが図れるものと思っています。

また、それとは別に、学校評価の一つに、学校関係者評価というものもなされております。この関係者というのは、学校運営協議会の委員のように、地域の方々とかそういった学校に関係する様々な方にも、対象としてそういったことをやっているという現状がございます。その蓄積によって、徐々に学校の風土化というのは見える化されてきていると考えてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 学校風土を計測することについて、教育長に答弁をいただきました。学校評価という部分で、私も馬頭高校の運営協議会のメンバーとして評価をするときに、とても難しく感じました。それはデータが少ないですね。私たちに示されているデータが少ないし、実際毎日先生の様子や生徒の様子を知っているわけではありません。まして不登校、または不登校の保護者のデータはどういうふうに処理されるべきなのかということを見ると、なかなか難しい部分もあつたりしますので、ここは全てその数値に限らず、様々な視点から評価を捉えていただければというふうに思います。

続けて、細目2点目について伺います。

支援機関や居場所とつながっていない児童生徒へのことをお伺いしました。学びにつながっていない児童生徒という意味でお聞きしましたが、先ほどはスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーにつながっていない場合は、家庭訪問して、お子さん等と担任の先生とかいろいろつながっているという話がありましたが、その学びに直接アクセスできて

いない生徒というのはいるのか、伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

支援機関や学校以外の居場所とつながっていない児童生徒については、各学校において担任や関係教職員がチームとなり、家庭訪問等で本人及び保護者とつながっていることは確認しております。

また、教育委員会としましては、スクールソーシャルワーカーや児童生徒指導支援員を派遣し、学校と家庭をつなぐための支援を行っております。引き続き不登校児童生徒に対して、学校及び関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じたきめ細かな支援を続けてまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 教育長も学校教育課長も、学びにつながっていない児童生徒はいないとは答えていないんですね。要するに、訪問はして保護者とはつながっているけれども、児童生徒が勉強したくないという状況が続いている、そういった状況はあるというふうに認識させていただきます。そういった中で、そういう児童生徒へのつながりを、保護者を通して様々な選択肢がありますので、その様々な選択肢というのを指し示してご紹介しているということはあるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

様々な選択肢ということでございますが、児童生徒の個々の状況に応じまして、こちらは児童生徒本人、また、保護者の皆様にもお示しをしております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 様々な選択肢、いろいろありますので、示していただいているというご答弁でしたので、そのように受け取りたいと思います。

次の細目2点目のもう一つの再質問をさせていただきます。

その様々な方法として、支援機関としての教育支援センター、レインボーハウスがありま

すよね。今、教育長も適応指導教室と何度もお答えになりましたが、私も知りましたけれども、今、教育支援センターという言い方をしているということなんです。それはなぜかという、適応指導教室という言い方は、子どもが学校に適応できないんだという考えが基になっているわけではないですけれども、そういう意味合いを持たれてしまうと。そうじゃなくて、学校が子どもに適応されるような場所となっていないから学校に行かないんですよという考えが、もうこのCOCOLOプランであり、教育機会確保法で述べられているわけですね。ですから、これはもう適応指導教室ではなく、教育支援センターと呼ばせていただきますが、それは現在、那須烏山市と共同で設置していて、週に一度だけ分室が那珂川町にある状況ですね。町単独で設置されていないのは、塩谷町と那珂川町、那須烏山市だけあります。つまり栃木県内では塩谷南那須教育事務所圏内ですが、どうしてなのでしょう。全国を見ても単独で設置している市町村は1,147、共同設置が126、設置検討が134となっています。町単独で設置すべきと考えますが、教育長のお考えを伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをいたします。

レインボーハウスは平成6年4月ですから、もう30年近い歴史を刻んできております。当初、適応指導教室ということで、今議員おっしゃられたように、「適応指導」という名前で、これは学校への適応を指導するという意味で、いわゆる原籍校に復帰することを目標とした教室ということで発足をしたところでございます。これは南那須地区を対象エリアとして開催されておりますけれども、県の教職員と那須烏山市採用の職員によって運営されておまして、本町は主に財政支援というような形で行っている、そういう背景がございます。これ、県内では塩谷南那須地区だけが単独で持っているところが少ないということなんですけれども、塩谷地区にも適応指導教室が矢板市にありまして、これが当初レインボーハウスと同じようにできたチャレンジハウスという施設なんですけれども、それが矢板市にございます。

したがいまして、30年の時を経て、教育機会確保法もできて、非常に不登校児童生徒への対応の仕方が変化をしている中で、市、町単独で、旧適応指導教室を設置するという動きができてまいりました。

今、レインボーハウスはもう教育支援センターだと議員おっしゃられましたけれども、適応指導教室と教育支援センターの違いというのはどこにあるのかといいますと、やはり不登校児童生徒、それから保護者の拠点になっている、つまりここは生徒間、子どもたち同士、それから保護者同士も様々な交流ができると。それから多様な学びとしての居場所を確保す

る。これはそこに通うだけで学校に通っているのと同じ教育課程を受けられるという、そういうメリットがございます。また、いわゆる1人1台端末を利用したオンラインでの授業、それを実施できるといったような、そういったことを備えているといったのが教育支援センターというふうに考えているところでございます。

本町に必要なのは、まさにその教育支援センターではないかと思っています。私が言う教育支援センターではないかなというふうに思っています。レインボーハウスに課題があるとすれば、そういったところがまだまだ整備がされていないのかなということと、何分ちょっと遠方にあるので、そこまでの交通機関に若干ちょっと課題があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 私の質問に的確に答えていただければと思います。要するに、適応指導教室ではなく、今、教育支援センターと言われているものを、単独の町で持っていないのは、塩谷町、那珂川町、烏山市だけなんです。ほかの芳賀郡なんか、茂木町、市貝町、益子町、高根沢町はみんな単独で持っています。それがどうして那珂川町は単独で持てないのか。予算の問題なのか、それとも人的な問題なのかということをお聞きしております。再度答弁を求めます。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまの質問にお答えをいたします。

現時点では、校内教育支援センターの状況を把握しまして、その後、教育支援センターの必要性を調査・研究して、そして検討してまいりたいなというふうに考えております。単独で市、町が設置することが果たしていいのかどうかといったようなこと、まず開いても、そこに誰も来ない、これが実は目標とするところなんですね。なので、これは慎重にやっついていかななくてはいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 単独で開く場合の誰も来ないという心配は、那須烏山市に行って少人数の児童生徒しか通っていないという今の現状からしたら、単独で開いたほうが間違いなくい

いというふうに感じます。そこまで通う足を考えると、まずは身近な場所にあることが必要です。そしてそこに設置されれば、そこに配属される教員がいます。それが増えるということ。多分子算上の問題だけだというふうに認識します。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、3点目ですが、馬頭中に1か所つくるというスペシャルサポートルームですね。先生の配置は1人ということですが、ほかの小川中や各小学校の教室に入れない生徒がいるはずですが、どのように対応するのか、伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和6年度4月から、校内教育支援センターを開設するわけですが、馬頭中以外の児童生徒におきましても、希望があれば通うこともできるようにしたいと考えております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） そうしますと、現在、来年度から1人の先生を1人の配置ということですね。とても厳しい状況が作り上げられるというふうに思います。茂木町は単独での教育支援センターを持ち、そしてスペシャルサポートルームも持っています。茂木町の場合は、9人の生徒に対して3人の先生を配置しております。そういった一人一人に合った学びを確保するためには、先生の配置が欠かせないというふうに思います。さらなる教員の配置を今後考えるべきと思いますが、いかがお考えになるか伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

校内教育支援センターの運営につきましては、生徒指導主事や学校生活適応指導員が行いますが、担任、学年担当、児童生徒指導担当、教育相談担当のほか養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、学校全体で支援をしております。

校内教育支援センターに通う生徒が今後増えた場合は、確かに支援員1人では対応できないことも想定されます。来年度以降の状況を踏まえた上で、県教委とも連携を図りながら、財政面の要望をさせていただく場合もございます。必要に応じて増員の検討もしていかなければならないと考えております。ただ、現時点ではそうならないように、こちらも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 現時点の対象となる児童生徒数がどのくらいかというのはここではおっしゃられないでしょうけれども、1人というわけではないはずなんですね。そうすると、馬頭中学校だけではなく、小川中、ほかのところから来ることも拒まないということになると、増員の検討をしていくということで、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

そこでの勉強の方法なんですけれども、そこで自分のクラスとオンラインでつながって指導を受けたり、テストも受けられるのか伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度、校内教育支援センターとして利用する場所にWi-Fi環境が整いますので、オンラインによる授業等は受けることができます。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） オンラインで自分のクラスの授業を受けられるということで、安心いたしました。

細目4点目について再質問いたしますが、不登校の児童生徒の保護者というのは様々な悩みを抱えているはずなんですね。具体的にはどのような相談に乗られてきたか、伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

相談の中では、学校生活に関する悩みが多い状況です。具体的には、今後の進路に関する悩み、学習の遅れに関する悩み、友人関係の悩みなどが多い状況です。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 様々な悩みを相談されているときに、横のつながりとして、親御さんの心の不調とかを健康福祉課とかそういうところと連携して相談に乗っていくということもあるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

登校支援に関することを学校だけで抱え込まず、教育委員会として学校に寄り添った支援ができるよう、相談窓口を開設しております。子育て支援課との連携については、担当者同士での情報共有はもちろんのこと、庁内で実施する協議会や学校で行うケース会議等で連携を図っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 了解いたしました。

細目5点目の再質問です。

現在、グーグルフォームを使ったメンタルヘルスについての心の健康観察ですか、それを行っているようなことを聞いております。そこから事前にSOSをキャッチするなど、支援につなげられたということはあるのでしょうか、伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

各学校において、毎朝の健康観察を対面で行うとともに、議員がおっしゃるように、1人1台タブレットを利用した健康状態の把握も行っています。先ほどおっしゃられたグーグルフォームでは、学校によって名称は異なりますが、全校生、健康観察簿ですとか、朝の欠席連絡フォームということで、保護者の皆様から迅速なご対応をさせていただいております。

また、定期的に教育相談や心のアンケートを実施し、必要に応じてスクールカウンセラーとつなげております。保護者の方とも連絡を密に取るような体制も取っておりますので、児童生徒の心の不安や生活リズムの乱れに対しましては、教職員が確実に気づくことができる体制は整っていると考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） その点については少し安心いたしましたので、ぜひSOSを素早くキャッチして、最適な支援につなげていただければと思います。誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくためには、行政だけでなく、学校、地域社会、家庭、NPO、フリースクール関係者が相互に理解や連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち

場で取組を進めることが重要とされています。那珂川町でも不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにするために、強力に前進していただくことをお願いしまして、1項目めの質問を終わります。

2項目めに移ります。

次期総合振興計画について、細目4点伺います。

総合振興計画は、10年間のまちづくりの指針となる最重要計画であります。急激な時代の変革期において、10年後を見据え、想定される町の課題に対し、町の特性を生かした施策の展開を図ることや、町民にも分かりやすく、そして町民自らが参画できるような計画とされることを、また、時代の潮流を対極に見定め、ずっと住み続けたい町、那珂川町を目指した計画としていただきたく伺います。

1点目、次期総合振興計画の策定方針や策定スケジュールはどのように考えているのか、伺います。

2点目、急速に進むデジタル社会の対応や少子高齢化と人口減少対策、これからも住み続けたい持続可能な町、那珂川町としていくためには、若い方の意見を十分に反映しながらつくっていかなくてはなりません。その方策はどのように考えているか、伺います。

3点目、小中高生も立派な意見をまちづくりに対して持っていると感じます。小中高生向けのアンケート調査などを実施する考えはあるか、伺います。

4点目、那珂川町まちづくり審議会条例では、審議会はまちづくりの計画の策定を町長の諮問に応じて審議、意見を述べるとされています。いわば審議会において総合振興計画が調査され、議論され、答申されるわけであります。このような重要な会議に学識経験者が含まれていないのはなぜなのでしょう。まちづくり審議会の委員に学識経験者の参画をはじめ、年齢構成に配慮した委員会構成にすべきと考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 次期総合振興計画についてのご質問にお答えいたします。

私からは、1点目と2点目についてお答えいたします。

まず1点目、次期計画の策定方針やスケジュールについてですが、策定方針としましては、町が直面している人口減少や少子・高齢化に伴い、地域活力の低下などの課題に対応するため、次期計画では、厳しい社会情勢の変化や人々の価値観の多様化により、新たに求められる地域の声を聞き取り、各種施策にDXの考え方を取り入れながら、持続可能なまちづくり

を進めていくための方針を策定することを考えております。

次に、策定のスケジュールですが、令和6年度において策定方針を定め、現計画の検証作業を実施していきたいと考えております。秋には、町政まちづくり懇談会を予定しておりますので、その際に町民の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。あわせて、地域住民の方々の意見を反映するため、アンケート調査を実施する予定であります。令和7年度においては、基本構想を策定した後に、前期基本計画を策定する予定であります。なお、これらを進める工程において、適宜町議会及び町の諮問機関となるまちづくり審議会からご意見をいただきたいと考えております。

次に、2点目、若い方の意見を反映する方策についてですが、本計画は「ひと・もの・自然が融和し、みんなで手を取り合い、元気を生み出すまち」の実現に向け、町における全ての施策を網羅し、これから生まれてくる赤ちゃんからお年寄りまで、全ての町民のための計画となっております。次期計画においても、町を担っていく中心となる若い方の意見は非常に大切だと考えています。策定に当たっては、若手の事業後継者や子育て世代の方との意見交換やアンケート調査などで、若い方からの意見も反映させていきたいと考えております。

以上であります。その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ご質問の3点目、小中高生向けのアンケートなどを実施する考えについてお答えします。

次期計画では、一般向けとして年代別、男女別に幅広い方を対象にアンケート調査を実施する予定であります。また、中高生においても、那珂川町の在るべき姿等の意見も反映できるよう、一般向けとは違った内容でアンケートを予定しております。併せて、馬頭高校生においては、なかがわ学において町の課題を調査、研究しておりますので、その取組を生かすため、意見交換の機会についても検討していきたいと考えております。

なお、小学生のアンケートの実施につきましては、今後、内容や方法等について検討していきたいと考えております。

次に、4点目、まちづくり審議会の委員構成についてですが、まちづくり審議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、地域の均衡ある発展及び住民との連携の強化を図り、住民協働のまちづくりを推進するため設置しているものであります。

現在、まちづくり審議会の委員におかれましては、地域を代表する方や町民活動団体を代表する方、識見を有する方に加え、公募により参画する方から構成をされており、令和5年

度末までの任期となっております。

新委員さんの委嘱に当たっては、各種団体からの推薦を基本としていますが、急激な社会変化等に対応するため、専門的知識を有する有識者の参画も必要であると考えているところ
です。

次期計画におきましては、幅広い年齢層の方々に審議していただきたいと考えております
ので、委員の構成についてもバランスよく各分野からの委員となるよう配慮していきたいと
考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、次期総合振興計画についての再質問をさせていただきます。

策定方針や策定スケジュールをまず伺いました。町が抱える人口減少、そして少子・高齢
化、地域の活性化の衰退という部分にDXを取り入れながらよい計画にされるというような
基本方針であるというふうに伺いました。つい先頃もDX宣言をされていますので、その部
分は大切なところであると思うんですが、人口減少に対して移住定住施策というのはしっ
かりとした名目として、今までの総合振興計画の中では、各種施策の中では取り上げてきて
いますけれども、命題としては取り上げてくることがなかったと思うんですね。その部分を
きっちり加味していくのかどうか、まず1点伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、人口減少が今回の最大の課題となることは認識してございます。それに
伴う施策については、強力で推進する必要があるという考えがございまして、当然移住定
住等々の施策もその中で強力で進めなければならないと認識しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） なかなか他自治体との競争が激しい中で、移住定住というのは難しい部
分もありますが、やはりそこにしっかりした考え方を進めないと、もっと推定される
より人口が減っていく可能性がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、人口減少の加速とともにコミュニティーの在り方もいろいろな在り方として考え

ていかなくはないかと思っておりますが、ここについては計画の中で考えていくのかどうか、伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

コミュニティーの醸成、大変重要なポイントになるかと思えます。前回協働のまちづくりという言葉でいろいろな施策を展開するという案になっておりますけれども、ここまで人口減少が来ると、その協働のまちづくりにも支障が出てくるほどの人口減少となっておりますので、これからはどういう施策をするのかということじゃなくて、誰がするのかというところがポイントになってくると思えますので、コミュニティーの醸成と併せて、それを担える人材の育成ということもポイントになってくるのではという認識は持っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） ぜひコミュニティーの在り方、協働のまちづくりをするための人材育成という部分で、きっちり政策として示していただければというふうに考えます。

細目2点目の再質問で、若い方の意見を十分に反映していってくださいということでお聞きしましたら、若手の事業後継者や子育て世代との意見交換会というようなことも上げていただいております。また、町民アンケートもしっかり若い人たちの意見も取り入れるということですが、一つは、秋から行う従来からやっている町政懇談会ですが、なかなかそういうところに若い人は出ていきませんよね。出ていっても、意見はなかなか言えない状況があると思えます。那須塩原市では、新庁舎建設事業に設計業者である隈 研吾さんがワークショップを開いて、町民参画の意見としてどんな庁舎がいいのかということをやったということがあります。この振興計画策定における今一番必要な手続として、町民参画ということを見ると、町政懇談会だけではなく、シンポジウムのような新たな手法で若者の考えを取り込めるようにできないか。そのときにはオンラインも活用して若者の意見を取り込めるようにしていただければと思えますが、どういうふうにお考えなのか、伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいま議員に提案していただきました手法なども当然検討させていただきますと思います。今までやっていたアンケート調査、まちづくり懇談会等々だけではやはり対応し切れない時代になってきているということで、今、提案のありましたシ

ンポジウムですとか、オンラインを使ったアンケートの調査とか、いろいろ手法を考えていければと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） よろしくお願ひしたいと思ひます。

細目3点目で、中高生にはアンケート調査をしていくということで、小学生は今後考えるということですが、小学校五、六年生だと、もう10歳、11歳になりますから、10年後にはもう成人なわけですよ。ですから、同じようなアンケートは取りにくいと思ひますが、ぜひ簡単な形でも取っていただければなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、4点目ですが、専門的知識の有識者も今後含めていくということですが、このまちづくり審議会条例が、委員は那珂川町内に住所を有する者となっているんですよ。ここはなかなか厳しいハードルというか条件だと思ひますので、ここの識見を有する者に当たっては、町内に住所を有するというのは厳しいハードルがあるかなと思ひますが、もちろん町内にそういう適任者がいれば、ぜひ第一候補としてと思ひますが、ここはその部分を変えていただくということはできないか、伺ひます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

この審議会委員の構成員の住所の件につきましては、今回、有識者を考えたときに、DXに特化した方とか、当然こちらも考えなくてはならないなというところで、町のアドバイザーになっていただきました陣内さん等々も検討しております。そういうことも考えますと、やはり町内限定というところについては、改正をしていくということも検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） もう時間がなくなってしまったので、まとめたいと思ひますが、まちづくり審議会に団体の代表者が入っておりますよね。ですから、その代表者の年齢構成にもよるとは思ひますが、団体のほうにアンケートを事前にとっていただくようにこれは要望しておきたいと思ひます。そのほうが代表者のほうの意見が出しやすいのかなというふうに思ひ

ます。新たな総合振興計画の策定に当たり、町の将来像の在り方を、これから町を担う若い町民の参画のもとにつくり上げていただきたく提案させていただきました。少子高齢化が進む那珂川町においても住み続けられる、変革と発展を目指した、時代に即したまちづくりとなる総合振興計画になるよう期待しまして、私の一般質問を終了といたします。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時46分